最終改訂：令和8年11月

建設業法に基づく
適正な施工体制と
配　置　技　術　者



国土交通省　近畿地方整備局
建政部　建設産業第一課

目　　次

建設業法上の用語のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
建設業の許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
工事現場に配置すべき技術者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
監理技術者等の職務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係・・・・・・・・・・・・・ 10
監理技術者等が工事現場に専任すべき工事・・・・・・・・・・・・・・ 11
監理技術者等の専任期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
二以上の工事を同一の監理技術者等が兼任できる場合・・・・・・・・・ 14
特定専門工事における主任技術者の配置・・・・・・・・・・・・・・・ 19
JV（建設工事共同企業体）工事における配置技術者・・・・・・・・・・ 20
請負契約書に記載すべき内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
請負契約書の形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
一括下請負の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
施工体制台帳等の作成義務①～④・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
施工体制台帳の記載内容と添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
施工体制台帳の記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
再下請負通知書の記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
施工体系図の記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
建設業法で定める標識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
帳簿の記載内容と添付書類、営業に関する図書・・・・・・・・・・・・ 41
監理技術者資格者証及び監理技術者講習・・・・・・・・・・・・・・・ 42

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
Ⅰ．建設業の許可と建設工事の種類
Ⅱ．営業所専任技術者・現場技術者（主任技術者･監理技術者）となるための要件
Ⅲ．主任技術者となりうる国家資格等
Ⅳ．監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等
Ⅴ．建設工事の内容及び例示と建設業の許可区分に係る一覧
Ⅵ．公共工事入札契約適正化法に規定する特殊法人一覧

建設業法上の用語のポイント

建設業法、建設業法施行令及び建設業法施行規則※における用語の定義は、以下のとおりです。
（※本書においてそれぞれ「法」、「令」、「規則」という。）

■建設工事とは　【法第2条】

建設業法では、土木建築に関する工事で、以下の表に掲げる２９の種類の工事のことをいいます。
表に掲げる２９種類の工事の具体的な工事内容及び例示は『資料編Ⅴ．建設工事の内容及び例示と建設業の許可区分に係る一覧』をご覧下さい。

土木一式工事	建築一式工事	大工工事
左官工事	とび･土工･コンクリート工事	石工事
屋根工事	電気工事	管工事
タイル･れんが･ブロック工事	鋼構造物工事	鉄筋工事
舗装工事	しゆんせつ工事	板金工事
ガラス工事	塗装工事	防水工事
内装仕上工事	機械器具設置工事	熱絶縁工事
電気通信工事	造園工事	さく井工事
建具工事	水道施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	解体工事	

■建設業とは　【法第2条】

元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。

■建設業者・建設業を営む者とは　【法第2条、第3条】【令第1条の2】

「建設業者」とは、建設業の許可を受けて建設業を営む者をいいます。
「建設業を営む者」とは、建設業の許可の有無を問わず、建設業を営む全ての者をいいます。

建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事※のみを行う場合を除いて、法第3条の規定に基づき、上記29建設工事の種類ごとに建設業の許可を受けなければなりません。

※･･･「軽微な建設工事」とは、工事一件の請負代金の額が
●建築一式工事の場合　⇒１，５００万円未満※２の工事又は延べ面積１５０ｍ^2未満の木造住宅工事
●その他の建設工事の場合　⇒　５００万円未満※２の工事

※２注文者が材料を支給する場合には、請負代金に支給材料の市場価格（運送賃含む）を加えた額で判断します。

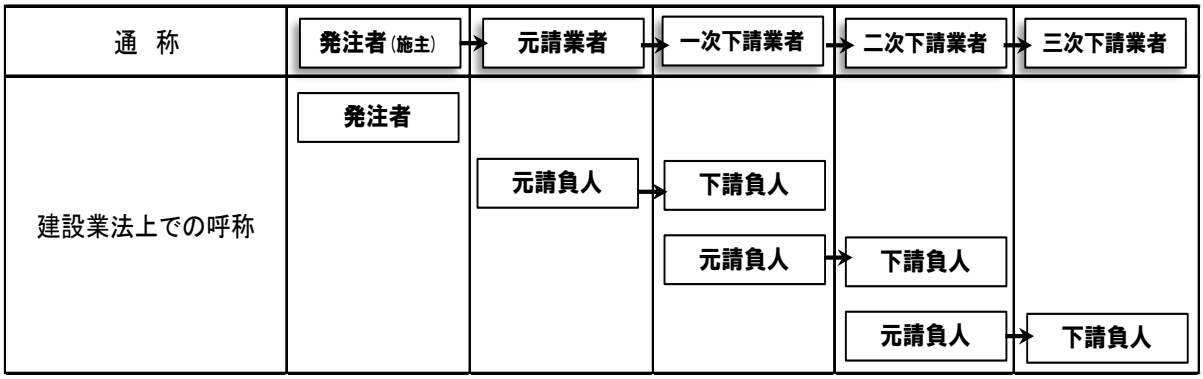
■下請契約とは　【法第2条】

建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で、当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいいます。

■発注者・元請負人・下請負人とは　【法第2条】

「発注者」とは、建設工事の注文者(他の者から請け負ったものを除く。)をいいます。
「元請負人」とは、下請契約における注文者で建設業者であるものをいいます。
「下請負人」とは、下請契約における請負人をいいます。

下請工事として受注した場合でも、その建設工事の一部を他の建設業者に下請負した場合には、自社が「元請負人」となり、その下請取引を行った建設業者が「下請負人」となります。



■請負代金の額とは　【平成13年4月3日国総建第97号『建設業許可事務ガイドライン』【その他】2.】

消費税及び地方消費税の額を含むものをいいます。

建設業の許可

建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者以外は、建設業法第３条の規定に基づき、２９の建設工事の種類ごとに建設業の許可を受けなければなりません。

■大臣許可と知事許可 【法第3条第1項】

建設業の許可は、許可を受けようとする者の設ける建設業の営業所の所在地の状況によって知事許可と大臣許可の区分があります。

- ●大臣許可・・・２以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする建設業者
- ●知事許可・・・１の都道府県の区域内のみ営業所を設けて営業をしようとする建設業者

■一般建設業と特定建設業 【法第3条第1項】

建設工事の施工に際しての下請契約の規模によって特定建設業と一般建設業の区分があります。

- ●一般建設業の許可業者・・・発注者から直接請け負った建設工事を施工するために、総額5,000万円（建築一式工事：8,000万円）以上の下請契約を締結することはできません。
- ●特定建設業の許可業者・・・上記の制限はありません。

■営業所とは 【『建設業許可事務ガイドライン』【第3条関係】2. 】

本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。

本店又は支店は、常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等、建設業に係る営業に実質的に関与する場合には、営業所に該当します。

常時請負契約を締結する事務所とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問いません。

また、許可を受けた業種については軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外で当該業種について営業をすることは出来ません。

なお、建設業にはまったく無関係なもの及び単に登記上の本店等に過ぎないものは、ここでいう営業所に該当しません。

■許可の有効期間 【法第3条第3項、第4項】

許可の有効期間は５年間です。

許可の更新申請を行った場合は、有効期間の満了後も申請に対する処分がされるまでの間、従前の許可が有効となります。

建設業の許可を要するもの

国土交通大臣許可	都道府県知事許可	29業種（土木工事・建築工事等）
（2以上の都道府県に営業所を設置）	（1の都道府県のみに営業所を設置）	**特定建設業許可**（5,000万円※以上の下請契約を結ぶ工事）
		一般建設業許可（特定建設業以外）

建設業の許可を要しないもの

500万円未満の建設工事

（建築一式工事については、1,500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事）

（注文者が材料を提供する場合は、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金に加えた額で判断します。）

※・・・ 建築一式工事の場合は、8,000万円

工事現場に配置すべき技術者

建設業の許可を受けて建設業を営む者（以下「建設業者」という。）は、建設工事の適正な施工を確保するために、請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該建設工事について一定の資格を有する者（主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐。以下「監理技術者等」という。）を置いて工事の施工の技術上の管理を行う必要があります。

なお、監理技術者等の配置は、原則として１名が望ましいとされています。

（法第26条第1項・第2項、『監理技術者制度運用マニュアル』二－二（１））

①主任技術者

建設業法（以下「法」という。）においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合には、元請※1・下請※2、請負金額に係わらず工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。　（法第26条第1項）



建設業の許可を受けている者
＝　建設業者

請負金額に関係なく　元請、下請に関係なく

主任技術者を配置

※1・・・発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（以下「元請」という。）
※2・・・施工体制に係る全ての下請負人（以下「下請」という。）

②監理技術者

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。

（法第26条第2項）



5,000万円（建築一式は8,000万円）以上の下請契約を締結した工事

請負金額に関係なく　発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者のみ

主任技術者にかえて
監理技術者を配置

※技術者の「配置」とは、工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場へ滞在していること）を意味するものではありません。

③主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を配置しなければなりません。

（『監理技術者制度運用マニュアル』二－二（3））

（当初請負工事）
請　負　代　金　6,000万円
下請代金合計　2,700万円
主任技術者



変更

（変更請負工事）
請　負　代　金　9,800万円
下請代金合計　7,100万円
監理技術者



④監理技術者等の途中交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要がある。

（『監理技術者制度運用マニュアル』二－二（４））

①監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合
②受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
③工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合

いずれの場合であっても、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意する必要があります。

ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきであり、また、公共・民間工事問わず監理技術者等の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。

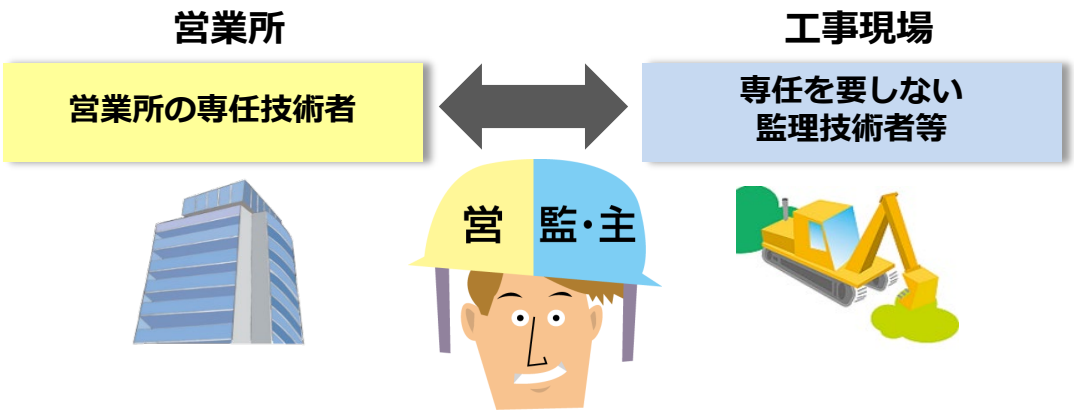
また、監理技術者等の交代に当たっては、発注者からの求めに応じて、元請が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要です。

⑤営業所における専任の技術者と監理技術者等との関係

営業所における専任の技術者は、営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められています。特例として、下記の要件を全て満たす場合は、営業所における専任の技術者は、当該工事の専任を要しない監理技術者等となることができます。

（平成15年4月21日付 国総建第18号『営業所における専任の技術者の取扱いについて』）

① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
② 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること
（工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度であること）
③ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
④ 当該工事の専任を要しない監理技術者等であること



＜参考＞技術者制度一覧表

（金額はすべて税込）

<table>
<tr><td colspan="2">許可を受けている業種</td><td colspan="3">指定建設業（7業種）
（土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園）工事業</td><td colspan="3">その他（左記以外の22業種）
（大工、左官、とび･土工･コンクリート、石、屋根、タイル･れんが･ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体）工事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">許可の種類</td><td colspan="2">特定建設業者</td><td>一般建設業者</td><td colspan="2">特定建設業者</td><td>一般建設業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">元請工事における下請金額の合計
(元請負人が提供する材料等の価格は含まない)</td><td>5,000万円※1
以上</td><td>5,000万円※1
未満</td><td>5,000万円※1
以上は
契約できない</td><td>5,000万円
以上</td><td>5,000万円
未満</td><td>5,000万円
以上は
契約できない</td></tr>
<tr><td rowspan="4">工事現場の技術者制度</td><td>工事現場に置くべき技術者</td><td>監理技術者</td><td colspan="2">主任技術者</td><td>監理技術者</td><td colspan="2">主任技術者</td></tr>
<tr><td>技術者の資格要件</td><td>①一級国家資格者
②国土交通大臣認定者</td><td colspan="2">①一級･二級国家資格者
②登録基幹技能者※3
③指定学科＋実務経験者
④実務経験者（10年以上）</td><td>①一級国家資格者
②指導監督的な実務経験者</td><td colspan="2">①一級･二級国家資格者
②登録基幹技能者※3
③指定学科＋実務経験者
④実務経験者（10年以上）</td></tr>
<tr><td>技術者の現場専任※4</td><td colspan="5">公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が4,500万円※2以上となる工事</td></tr>
<tr><td>監理技術者資格者証の必要性</td><td>技術者の専任を要する建設工事のときに必要</td><td colspan="2">必要ない</td><td>技術者の専任を要する建設工事のときに必要</td><td colspan="2">必要ない</td></tr>
</table>

※1：建築一式工事の場合は 8,000万円　※2：建築一式工事の場合は 9,000万円

※3：登録基幹技能者の認定に関しては平成30年4月1日より施行

※4：注文者が材料を提供する場合には、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の額に加えた額で判断します。

＜参考＞「専門技術者」について

土木一式工事及び建築一式工事の場合

建設業者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これら一式の内容である他の建設工事を自ら施工しようとする場合は、当該建設工事に関する『専門技術者』を工事現場に置かなければなりません。（法第26条の2第1項）

附帯工事（※）の場合

建設業者は、許可を受けた建設業の建設工事に附帯する他の建設工事（附帯工事）を施工する場合、当該建設工事に関する『専門技術者』を置かなければなりません。（法第26条の2第2項）

○資格要件は、主任技術者と同じです。

○資格要件が備わっていれば、監理技術者又は主任技術者が兼任できます。

○専門技術者を配置しない場合は、当該建設工事の許可を受けた建設業者と下請負契約が必要です。

○建設業の許可を必要としない「軽微な建設工事」を除きます。

（※）附帯工事について（法第４条）

建設業者は、許可を受けた建設業以外の建設工事であっても、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する工事であれば請け負うことができます。これを「附帯工事」といいます。

①主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事（例：管工事の施工に伴って必要を生じた熱絶縁工事、屋根工事の施工に伴って必要を生じた塗装工事　など）

②主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事（例：屋内電気工事の施工に伴って必要を生じた内装仕上工事、建具工事の施工に伴って必要を生じたコンクリート工事　など）

監理技術者等の職務

監理技術者等は、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければなりません。（法第26条の4第1項）

①監理技術者等の職務の明確化

元請の主任技術者及び監理技術者の職務と下請の主任技術者の職務については、大きく二分して整理し、明確化しています。なお、下請の主任技術者のうち専ら複数工種のマネージメントを行う建設業者の主任技術者は、元請との関係においては下請の主任技術者の役割を担い、下位の下請との関係においては、元請の主任技術者又は監理技術者の指導監督の下、元請が策定する施工管理に関する方針等（施工計画書等）を理解した上で、元請のみの役割を除き、元請の主任技術者又は監理技術者に近い役割を担うことになります。

（『監理技術者制度運用マニュアル』二－三）



表：主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の職務

	元請の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者（専ら複数工種のマネージメント）
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理	○請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等への参加※、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

※非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められます。また、業務内容及び業務環境に応じて、テレワークにより行う場合も含まれます。



②工場製品における適宜合理的な方法での品質管理

建設工事の目的物の一部を構成する工場製品の品質管理について、当該工場製品を工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請の主任技術者等については、工場での工程についても合理的な方法で品質管理を行うことが基本であり、主要な工程の立会い確認や規格品及び認定品に関する品質証明書類の確認などの適宜合理的な方法による品質管理を行う必要があります。

（『監理技術者制度運用マニュアル』二－三）

③大規模工事における監理技術者を支援する役割を担う技術者の配置

大規模な工事現場等については、監理技術者に求められる役割を一人の監理技術者が直接こなすことは困難であり、良好な施工を確保するためにも、監理技術者を支援する他の技術者を同じ建設業者に所属する技術者の中から配置することが望ましいとされています。

ただし、そのような場合も、これらの技術者はあくまでも監理技術者を支援する立場の者であり、一つの工事現場において総括的な立場として一人の監理技術者に情報集約（共同企業体で複数の監理技術者の配置が必要な場合は、それぞれ担当の監理技術者に情報集約）し、監理技術者はこれらの他の技術者の職務を総合的に掌握するとともに指導監督する必要があります。

この場合において、適正な施工を確保する観点から、個々の技術者の職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について、発注者に説明することが重要です。

（『監理技術者制度運用マニュアル』二－三）

④現場代理人との関係

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、監理技術者等との密接な連携が適正な施工を確保する上で必要不可欠です。

なお、監理技術者等と現場代理人はこれを兼ねることができます。（公共工事標準請負契約約款第10条）

（『監理技術者制度運用マニュアル』二－三）

⑤「フレックス工期」又は「余裕期間」を設定した工事における監理技術者等の設置

フレックス工期（建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続上明確になっている契約方式に係る工期）を採用した工事又は余裕期間を設定した工事（発注者が発注書類において6ヶ月を超えない等の範囲で設定する工事着手前の期間の範囲で工事開始日を指定する工事または受注者が発注者の指定した余裕期間内で工事開始日を選択する工事）においては、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しません。

（『監理技術者制度運用マニュアル』二-二（１））





監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係

監理技術者等については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされています。したがって、以下のような技術者の配置は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとは言えないため認められません。

①直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣社員など）

②恒常的な雇用関係を有していない場合（一つの工事の期間のみの短期雇用）

特に国、地方公共団体及び公共法人等が発注する建設工事（以下「公共工事」という。）において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐については、所属建設業者から入札の申込があった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

（『監理技術者制度運用マニュアル』二－四（３））



直接的な雇用関係については、監理技術者資格者証の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料によって建設業者との雇用関係が確認できることが必要です。

恒常的な雇用関係については、上記に記載の資料の交付年月日等により確認できることが必要です。

■雇用関係を確認するための書類

内容 / 確認書類	根拠	所有者	作成者	備考
健康保険･厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される
住民税特別徴収税額の通知書･変更通知書	地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される

監理技術者等が工事現場に専任すべき工事

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（以下「公共性のある重要な建設工事」という。）に設置される監理技術者等は、工事現場ごとに専任の者でなければなりません。（法第26条第3項）

- ○ **元請の監理技術者等及び下請の主任技術者は元請、下請の区別なく専任が求められます**
- ○ **営業所の専任技術者は、原則として現場における専任の監理技術者等にはなれません**
 ただし、法第26条の5及び関係省令の要件を満たす場合は兼務可能です
- ○ **他の工事現場との兼任はできません**

公共性のある重要な建設工事とは、以下の施設又は工作物に関する建設工事であって、

工事一件の**請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上**の工事を言います。

（注文者が材料を提供する場合には、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の額に加えた額で判断します。）

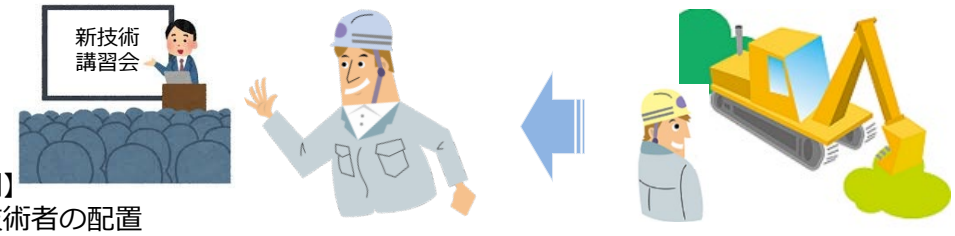
①国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事　②鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道施設又は工作物に関する建設工事　③電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）施設又は工作物に関する建設工事　④石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設　⑤電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号 に規定する電気通信事業者（同法第九条 に規定する電気通信回線設備を設置するものに限る。）が同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設　⑥放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する放送事業者が同条第一号 に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）　⑦学校　⑧図書館、美術館、博物館又は展示場　⑨社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設　⑩病院又は診療所　⑪火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設　⑫熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設　⑬集会場又は公会堂　⑭市場又は百貨店　⑮事務所　⑯ホテル又は旅館　⑰共同住宅※1、寄宿舎又は下宿　⑱公衆浴場　⑲興行場又はダンスホール　⑳神社、寺院又は教会　㉑工場、ドック又は倉庫　㉒展望塔

戸建て住宅※2を除くほとんどの工事が該当します。（令第27条第1項）

※1・・・長屋は含みません。
※2・・・事務所・病院等の施設又は工作物と戸建て住宅を兼ねた併用住宅については、①非居住部分の床面積が延べ面積の1/2以下であり、②請負総額を面積比に按分して求めた非居住部分に相当する請負代金額が専任要件金額基準未満である場合は、戸建て住宅と同様であるとみなして専任を求めません。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該建設工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場へ滞在していること）を必要とするものではありません。

そのため、技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の場合は発注者、下請の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えないとされています。



【適切な施工ができる体制の例】
・必要な資格を有する代理の技術者の配置
・工事の品質確保等に支障の無い範囲内において連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制

（H30.12.3国土建第309号「主任技術者又は監理技術者の『専任』の明確化について」）

◆専任が必要な工事◆以外の工事（請負金額4,500万円未満の工事等）であれば、主任技術者は、**複数の工事現場の兼務が可能**です！

※当該主任技術者が各工事現場においてその職務（施工の技術上の管理等）を誠実に行うことが可能な範囲に限ります。

監理技術者等の専任期間

元請が主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場ごとに専任で設置すべき期間は契約工期が基本となりますが、たとえ契約工期中であっても、**次に掲げる期間については工事現場への専任は必要としません。**

ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で**専任を要しない期間が設計図書もしくは打合せ記録簿等の書面により明確**となっていることが必要です。

（『監理技術者制度運用マニュアル』三（３））

専任を要しない期間を
書面により明確にすること



■専任を要しない期間

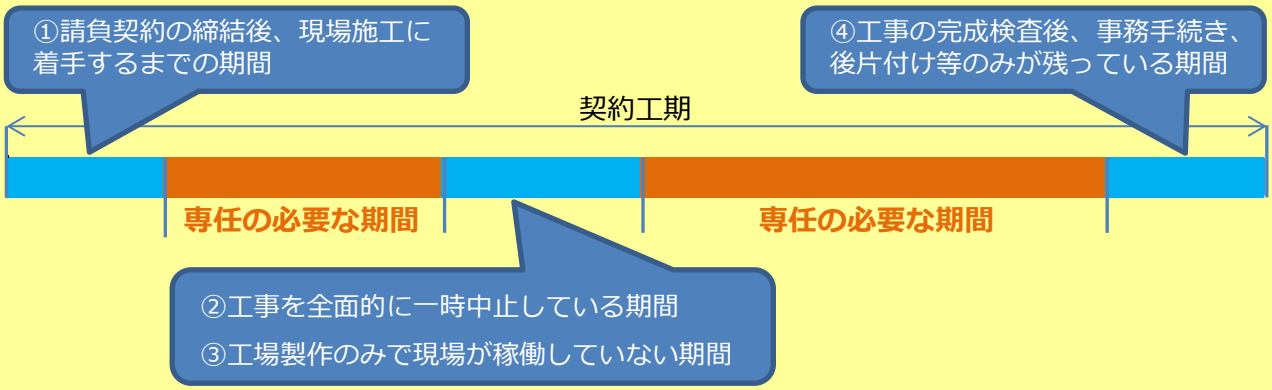
[元請の場合]

①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

②工事用地等の確保未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

④工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

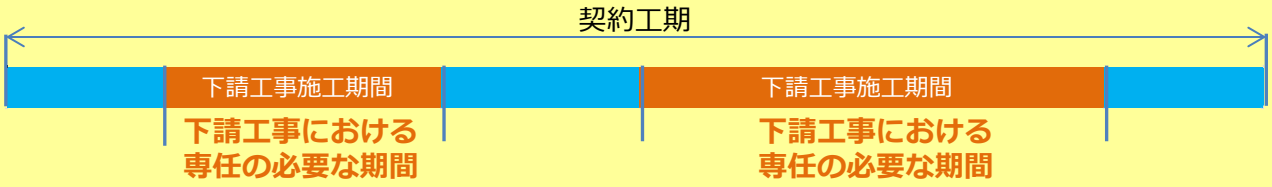


注）工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があります。

注）当該工事製作過程において、同一工場内で他の同種工事にかかる製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができます。

[下請の場合]

⑤下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間

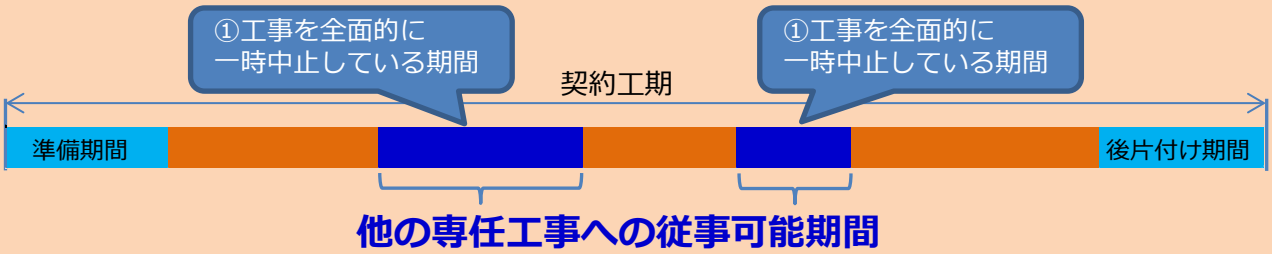


注）自ら直接施工する工事がない期間であっても、下請負を行っている業者が現場で作業を行っている期間は、主任技術者は現場に専任していなければいけません。

■専任を要しない期間において他の専任工事への従事を認める期間

[元請の場合]

①専任を要しない期間のうち、工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

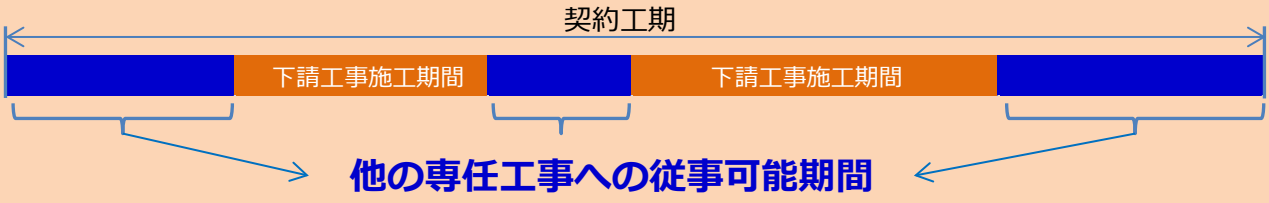


発注者の承諾があれば、
発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の技術者として従事可能

注）元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は他の工事の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について、発注者の承諾を得る必要があります。

[下請の場合]

②専任を要しない期間のうち、担当する下請工事が実際に施工されていない期間



発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、
発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の技術者として従事可能

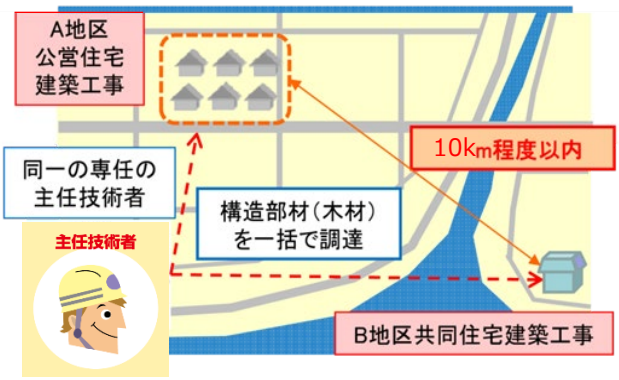
注）元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者は他の工事の専任の主任技術者として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について、発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得る必要があります。

二以上の工事を同一の監理技術者等が兼任できる場合

■2以上の工事を同一の主任技術者が兼任できる場合

公共性のある重要な建設工事のうち密接な関係のある２以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者※がこれらの建設工事を管理することができます。 ※注意！　この規定は、専任の監理技術者には適用されません。　（令第27条第2項）

[例]



密接な関係のある工事とは

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の例
- ２つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
- 工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

近接した場所とは

工事現場の相互の間隔が10km程度の場合も適用

●主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする
●適用に当たっては、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要

（平成26年2月3日付　国土建第272号『建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）』）

■2以上の工事を同一の監理技術者等が兼任できる場合

同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と契約を締結する場合、下記の要件を満たせば、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができます。

（注文者は、同一又は別々のいずれでも可）
①契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること
②それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの

これら複数工事に係る請負代金額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません。

元請の場合、これら複数工事を一の工事とみなした取扱いとなるため、これら複数工事に係る下請金額の合計を5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上とするときは、特定建設業許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければなりません。

（『監理技術者制度運用マニュアル』三（２））

［元請の場合］

（A工事：建築一式以外）
請 負 代 金　4,600万円
下請代金合計　2,800万円
専任の主任技術者

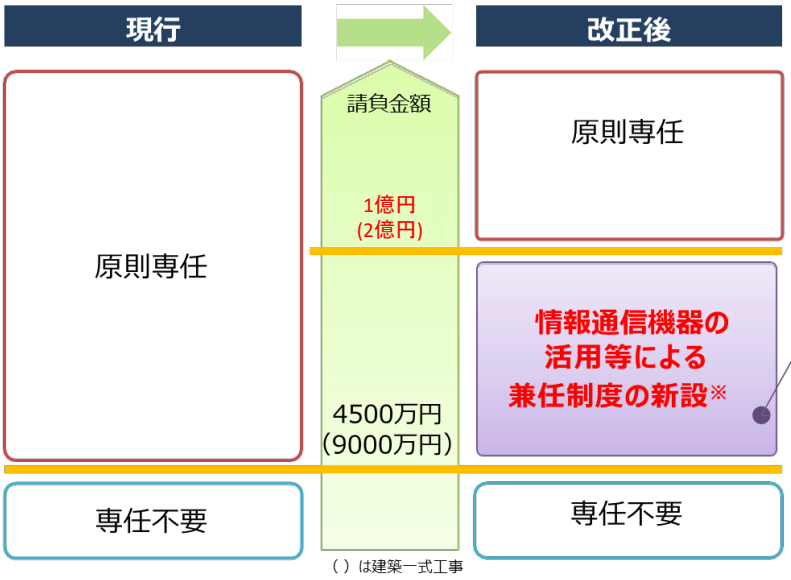
（B工事：建築一式以外）
請 負 代 金　4,800万円
下請代金合計　2,500万円
専任の主任技術者

A工事とB工事を
一つの工事としてみなす
請 負 代 金　9,400万円
下請代金合計　5,300万円
専任の監理技術者

二以上の工事を同一の監理技術者等が兼任できる場合

■主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例（専任特例１号）

主任技術者又は監理技術者は以下の要件を満たした場合に、専任を要する２現場の兼務が可能となります。　（建設業法第２６条第３項第１号、第４項）



※：　主任技術者・監理技術者に適用可能
補足：　上図中「原則専任」について、監理技術者を補佐する者を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が２現場まで兼任可能（主任技術者は適用不可）。この制度は改正後も引き続き活用可能。

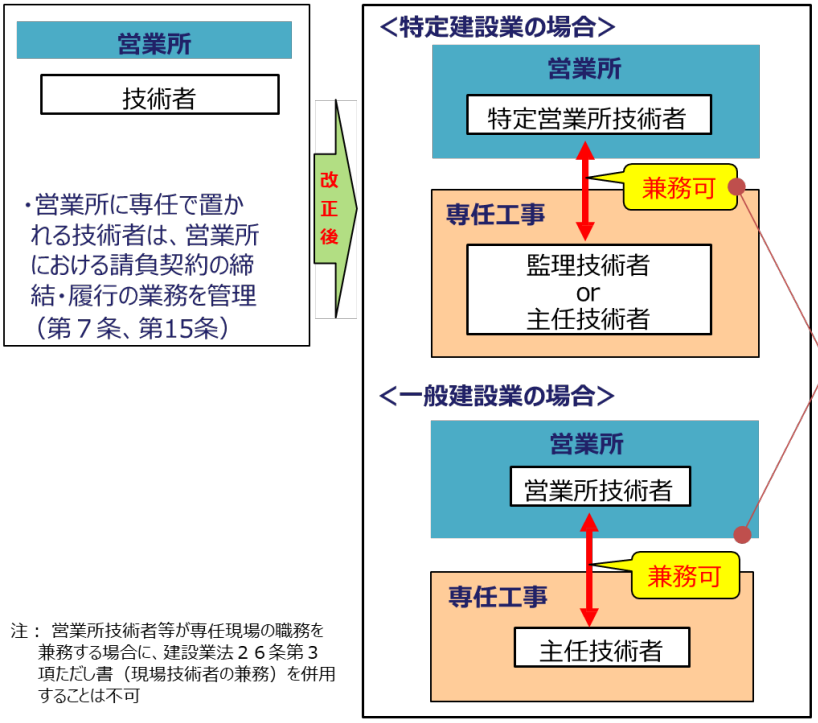
【兼任の要件】
○請負金額（政令）
　１億円（建築一式工事の場合は　２億円）未満
○兼任現場数（政令）
　２以下
○工事現場間の距離（省令）
　１日で巡回可能かつ移動時間が概ね２時間以内
○下請次数（省令）
　３次まで
○連絡員の配置（省令）
　監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置
　（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を１年以上有する者）
○施工体制を確認できる情報通信技術の措置（省令）
○人員の配置を示す計画書の作成、保存等（省令）
　【補足】計画書の参考様式を国土交通省ＨＰにて掲載
○現場状況を確認するための情報通信機器の設置（省令）

※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

■営業所技術者等が現場配置技術者となれる例外的なケース

「営業所技術者」、「特定営業所技術者」※は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等）を行うことが職務です。ですので、所属営業所に常勤していることが原則となります。ただし、以下の要件を満たす場合には、現場配置技術者への兼務が可能です。

※営業所の専任技術者の名称が変更されました。一般建設業：営業所技術者、特定建設業：特定営業所技術者



注：　営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法２６条第３項ただし書（現場技術者の兼務）を併用することは不可

【兼務の要件】
○工事契約（法律）
　当該営業所において締結された工事であること
○請負金額（政令）
　１億円（建築一式工事の場合は　２億円）未満
○兼任現場数（政令）
　１工事現場
○営業所と工事現場の距離（省令）
　１日で巡回可能かつ移動時間が概ね２時間以内
○下請次数（省令）
　３次まで
○連絡員の配置（省令）
　監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置
　（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を１年以上有する者）
○施工体制を確認できる情報通信技術の措置（省令）
○人員の配置を示す計画書の作成、保存等（省令）
　【補足】計画書の参考様式を国土交通省ＨＰにて掲載
○現場状況を確認するための情報通信機器の設置（省令）

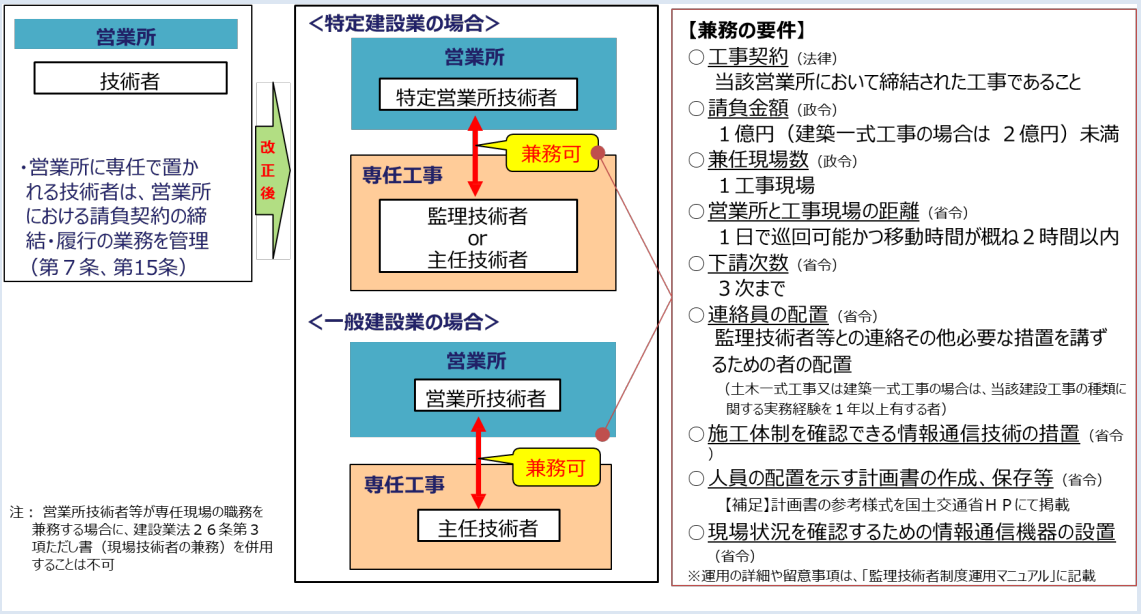
※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

■営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係

以下の要件を満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができます。

なお、専任特例を活用する場合との併用はできません。また、1)～3)の併用もできません。

1)専任工事(1日で巡回可能かつ移動時間が概ね片道2時間以内)の距離)



【兼務の要件】

○工事契約（法律）
当該営業所において締結された工事であること

○請負金額（政令）
１億円（建築一式工事の場合は ２億円）未満

○兼任現場数（政令）
１工事現場

○営業所と工事現場の距離（省令）
１日で巡回可能かつ移動時間が概ね２時間以内

○下請次数（省令）
３次まで

○連絡員の配置（省令）
監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置
（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を１年以上有する者）

○施工体制を確認できる情報通信技術の措置（省令）

○人員の配置を示す計画書の作成、保存等（省令）
【補足】計画書の参考様式を国土交通省ＨＰにて掲載

○現場状況を確認するための情報通信機器の設置（省令）

※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

※15ページから再掲
※監理技術者制度運用マニュアル　ニ－二(5)②1)

2)非専任工事(営業所と工事現場が近接している場合)

① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること

② 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること
（工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度であること）

③ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

④ 当該工事の専任を要しない監理技術者等であること

※6ページから再掲
※監理技術者制度運用マニュアル　ニ－二(5)②2)

3)非専任工事(１日で巡回可能かつ移動時間が概ね片道2時間以内)の距離)

【兼務の要件】

○工事契約（法律）
当該営業所において締結された工事であること

○兼任現場数（政令）
１工事現場

○営業所と工事現場の距離（省令）
１日で巡回可能かつ移動時間が概ね２時間以内

○下請次数（省令）
３次まで

○連絡員の配置（省令）
監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置
（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を１年以上有する者）

○施工体制を確認できる情報通信技術の措置（省令）

○人員の配置を示す計画書の作成、保存等（省令）
【補足】計画書の参考様式を国土交通省ＨＰにて掲載

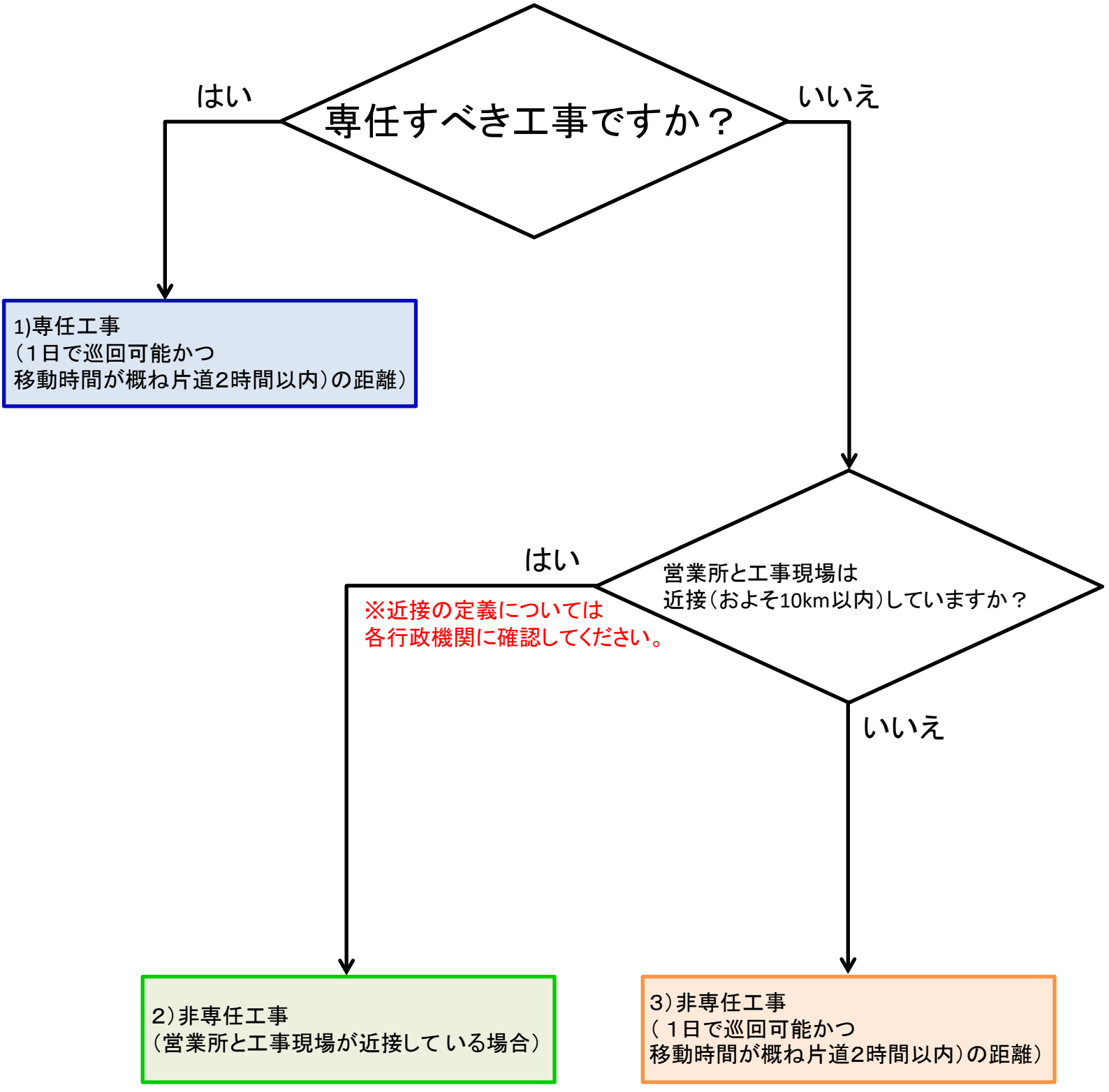
○現場状況を確認するための情報通信機器の設置（省令）

※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

※監理技術者制度運用マニュアル　ニ－二(5)②3)

■営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係

１６ページに記載している1)～3)のどれに該当するのか、下記のフローチャートを参考にご活用ください。

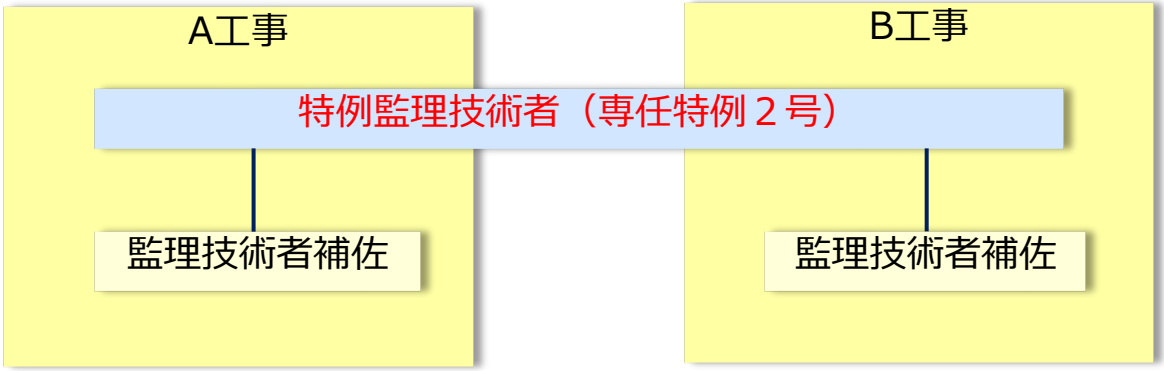


■2つの工事を同一の監理技術者が兼任できる場合（専任特例２号）

公共性のある重要な建設工事において、監理技術者を配置する場合、専任が必要となりますが、監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を当該工事現場に専任で置くときにはこの限りではありません。なお、この場合の同一の監理技術者が配置できる工事現場数は２となります。

（第26条第3項ただし書、令第29条）

※技術者配置のイメージ



監理技術者補佐をそれぞれの現場に専任で配置することで、本来専任配置が求められる監理技術者を２つの工事現場に配置することが可能となります。

①監理技術者等の職務

特例監理技術者は、職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導することが求められます。特例監理技術者は、その職務を監理技術者補佐の補佐を受けて実施することができますが、その場合においても、職務が適正に実施される責務を有することに留意が必要です。監理技術者補佐は、特例監理技術者の指導監督の下、特例監理技術者の職務を補佐することが求められます。特例監理技術者が現場に不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるよう、常に連絡が取れる体制を構築しておく必要があります。

（『監理技術者制度運用マニュアル』二－三）

②特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲

特例監理技術者が兼務できる工事現場数は２までとされており、兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とされています。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましいとされています。

（『監理技術者制度運用マニュアル』三（２））

＜参考＞「監理技術者の職務を補佐する者」について

監理技術者の職務を補佐する者は、監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者とされており具体的には以下のいずれかの者となります。

・建設工事の種類に応じた１級技士補であって、主任技術者要件を満たす者
・建設工事の種類に応じた監理技術者要件を満たす者

（令第28条、国土交通省告示第1057号）

※技士補とは

令和３年度からの新たな技術検定制度において第1次検定に合格した者に与えられる称号です。

特定専門工事における主任技術者の配置

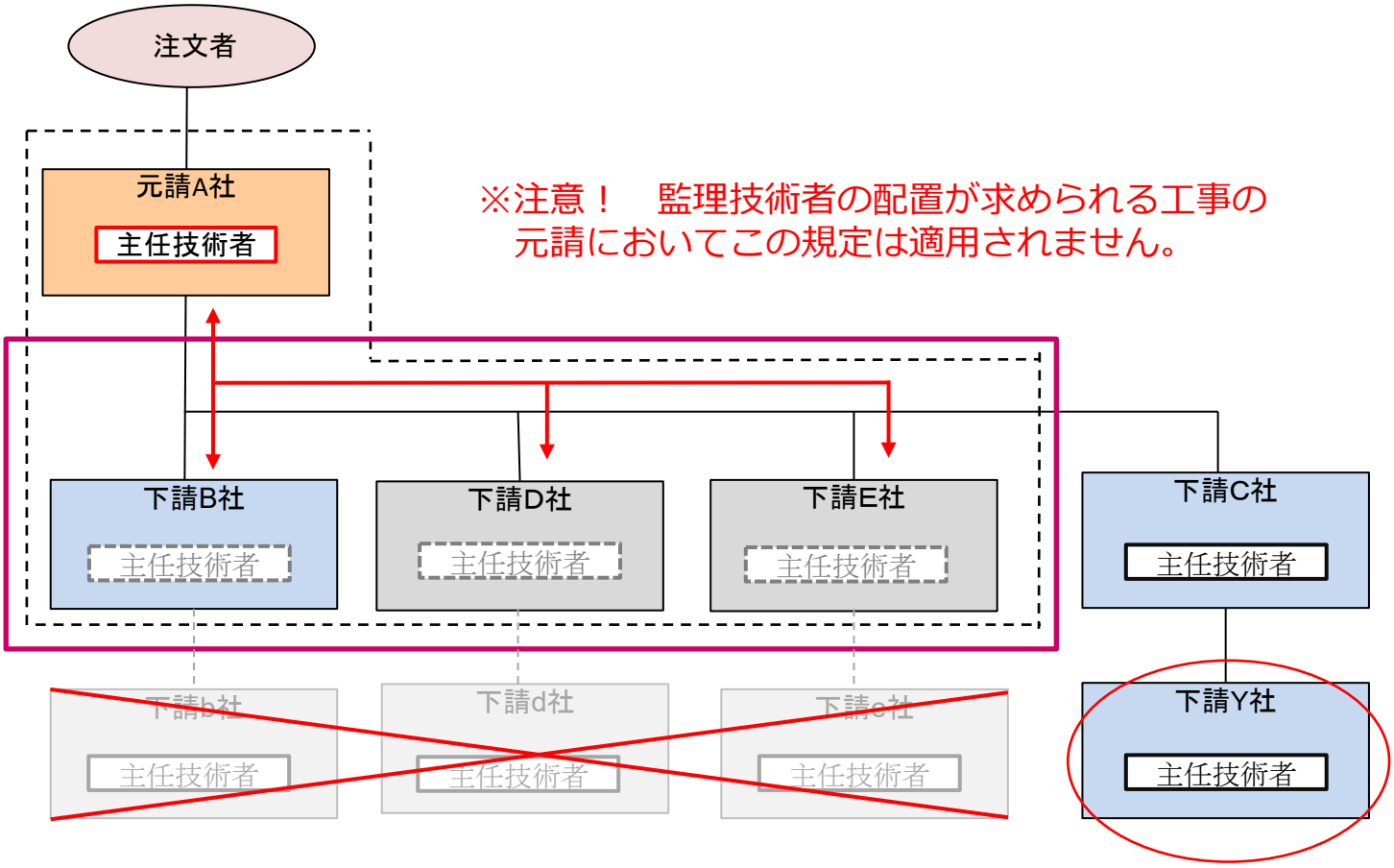
■特定専門工事において主任技術者配置が省略できる場合

特定専門工事の元請負人が置く主任技術者が当該下請負人の配置しなければならない主任技術者が行うべき職務を行う場合においてはその下請負人に係る建設工事につき主任技術者を置くことを要しません。ただし、特定専門工事にかかる下請総額が4,500万円未満の工事に限ります。

この場合当該元請負人が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し、一年以上指導監督的な実務経験を有し、当該工事の現場に専任で配置する必要があります。

また、あらかじめ注文者の書面による承諾を得る必要があります。

（法第26条の3、令第30条）



再下請の禁止

主任技術者を置かないこととした下請負人（下請Ｂ、Ｄ、Ｅ社）は、その**下請負に係る建設工事を他人に請け負わせることはできません。**主任技術者を置いている（下請C社）は再下請可能です。

（法第26条の3第8項）

＜参考＞特定専門工事とは

土木一式又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして、以下のとおり定められています。(令第30条)

・大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる**型枠の組立てに関する工事**

・**鉄筋工事**

JV（建設工事共同企業体）工事における配置技術者

■共同企業体の形態

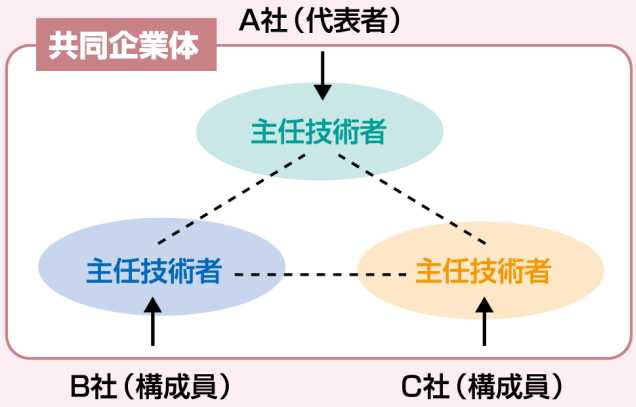
特定共同企業体	経常共同企業体
特定の工事の施工を目的として工事毎に結成される。工事完成後又は工事を受注することができなかった場合は解散する。	中小･中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力･施工力を強化する目的で結成する。
特定JVの対象となる工事は、大規模で技術的難度の高い工事としている。	発注機関の入札参加資格審査申請時に経常JVとして結成し、単体企業と同時に、一定期間、有資格業者として登録される。

■共同企業体の施工方式

甲型共同企業体（共同施工方式）	乙型共同企業体（分担施工方式）
全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって工事を施工する方式。	各構成員間で共同企業体の請け負った工事をあらかじめ工区に分割して、各構成員はそれぞれの分担した工事について責任を持って施工する方式。

■共同企業体における技術者の配置

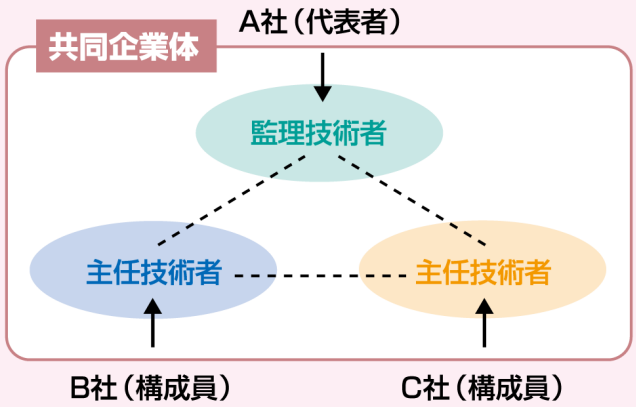
［甲型JVで下請代金の総額が 5,000 万円（建築一式: 8,000 万円）未満の場合］



①すべての構成員が主任技術者を配置。
注)共同企業体運用準則※では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。
②設置された技術者は、代表する主任技術者を明確にし、情報集約するとともに職務分担を明確にしておく必要があります。
③発注者からの請け負った建設工事の請負代金の額が**4,500**万円(建築一式：**9,000**万円)以上の場合は、設置された主任技術者の全員が、当該工事に専任。

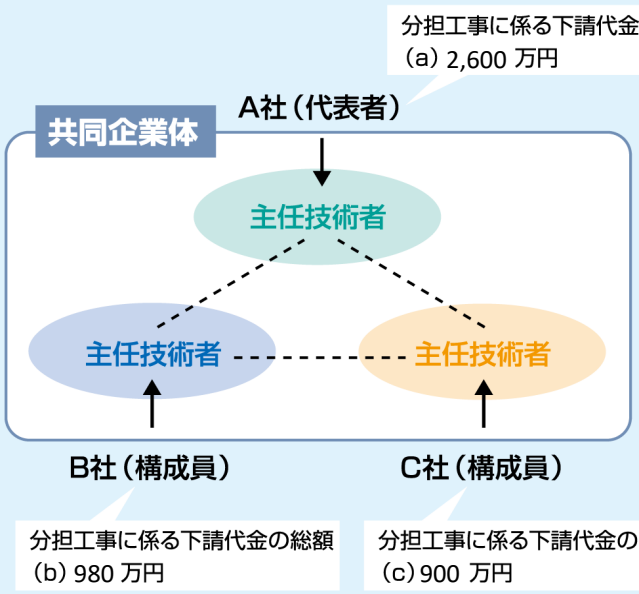
※共同企業体運用準則・・・共同企業体を活用する場合にあっては、「共同企業体運用準則」に従い、各発注機関において共同企業体運用に当たっての基準(共同企業体運用基準)を定めるものとする。（平成23年11月11日付 中建審第1号『共同企業体の在り方について』 5）

［甲型JVで下請代金の総額が 5,000 万円（建築一式: 8,000 万円）以上の場合］



①構成員のうち１社(通常は代表者)が監理技術者を、他の構成員が主任技術者を配置。
注)共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。
②設置された技術者は、代表する監理技術者等を明確にし、情報集約するとともに職務分担を明確にしておく必要があります。
③発注者からの請け負った建設工事の請負代金の額が**4,500**万円(建築一式：**9,000**万円)以上の場合は、設置された監理技術者及び主任技術者の全員が、当該工事に専任。

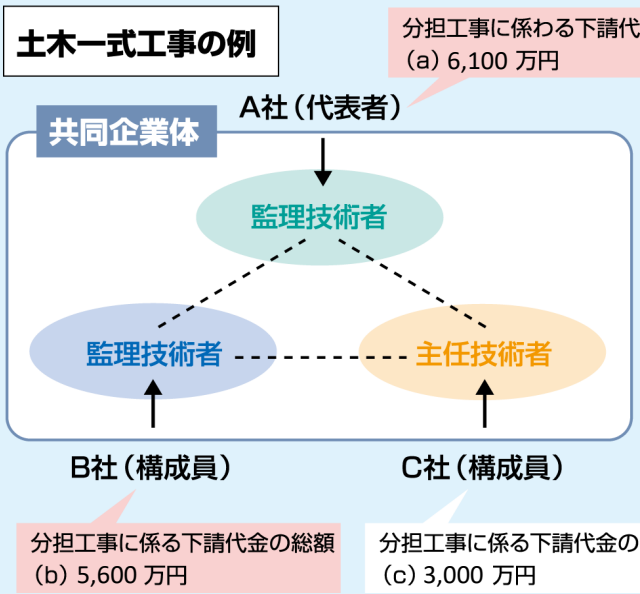
[乙型JVで分担工事に係る下請代金の総額が 5,000 万円（建築一式: 8,000 万円）未満の場合]



①すべての構成員が主任技術者を配置。
注)共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。

②分担工事に係る請負代金の額が**4,500**万円(建築一式：**9,000**万円)以上の場合は、設置された主任技術者は当該工事に専任。

[乙型JVで分担工事に係る下請代金の総額が 5,000 万円（建築一式: 8,000 万円）以上の場合]



①代表者及び構成員であっても分担工事に係る下請代金が**5,000**万円(建築一式：**8,000**万円)以上となった者は監理技術者を、他の構成員は主任技術者を配置。
注)共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。

②分担工事に係る請負代金の額が**4,500**万円(建築一式：**9,000**万円)以上の場合は、設置された監理技術者等は当該工事に専任。

■共同企業体における代表者の選定方法とその出資比率

特定共同企業体	経常共同企業体
共同企業体運用準則では、代表者は施工能力の大きいもので出資比率は構成員中最大とされています。	共同企業体運用準則では、代表者及び出資比率は構成員が自主的に決定することになっています。

（参考）平成23年11月11日付 国土交通省中建審第1号『共同企業体の在り方について』
『監理技術者制度運用マニュアル』二-二（１）、（２）

請負契約書に記載すべき内容

建設工事の請負契約の当事者は、法第18条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

(法第19条第1項)

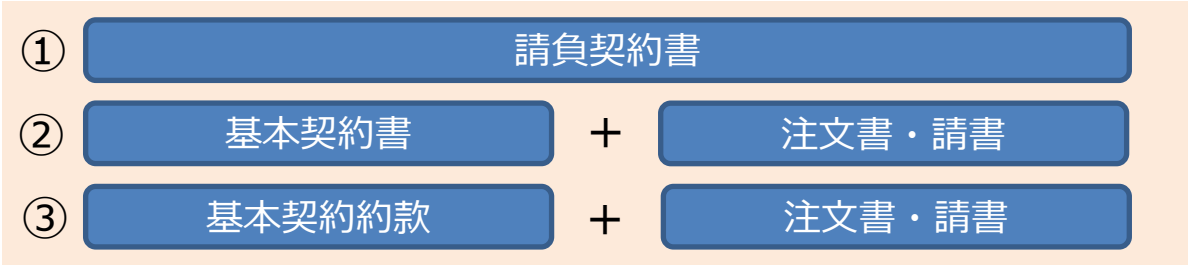
1. 工事内容
2. 請負代金の額
3. 工事着手の時期及び工事完成の時期
4. 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
5. 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
6. 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
7. 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
8. 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め
9. 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
10. 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
11. 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
12. 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
13. 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
14. 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
15. 契約に関する紛争の解決方法
16. その他国土交通省令で定める事項（令和8年11月の時点では、国土交通省令において定められている事項はありません。）

書面による契約は、「元請負・下請負の別」及び「請負金額の大小」に係わらず、全ての建設工事請負契約について義務づけられています。



請負契約書の形態

請負契約は、①工事毎の個別請負契約書による場合のほか、②当事者間で基本契約書を取り交わした上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合、③注文書及び請書のそれぞれに、あらかじめ同意した内容の基本契約約款を添付又は印刷する場合も認められます。



①工事毎の個別契約による場合

個別契約書には法第19条第1項各号（前頁の16項目）に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付して下さい。

②当事者間で基本契約書を取り交わした上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合

1. 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第19条第1項第5号から第15号（前頁の5～15）に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付して下さい。
2. 注文書及び請書には、法第19条第1項第1号から第4号（前頁の1～4）までに掲げる事項その他必要な事項を記載して下さい。
3. 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことを明記して下さい。
4. 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印をして下さい。

③注文書及び請書のそれぞれに、あらかじめ同意した内容の基本契約約款を添付又は印刷する場合

1. 注文書及び請書のそれぞれに、同一の内容の基本契約約款を添付又は印刷して下さい。
2. 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、法第19条第1項第5号から第15号（前頁の5～15）に掲げる事項を記載して下さい。
3. 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割り印を押して下さい。
4. 注文書及び請書の個別的記載欄には、法第19条第1項第1号から第4号（前頁の1～4）までに掲げる事項その他必要な事項を記載して下さい。
5. 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことを明記して下さい。
6. 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印をして下さい。

なお、双方の合意がある場合は、書面交付による手続きに代えて国土交通省令で定める情報通信の技術を利用した措置※を講ずることができます。（法第19条第3項）

※情報通信の技術を利用した措置（電磁的措置）を講ずる場合の留意事項
（１）採用する電磁的措置の種類及び内容について相手方の承諾を得ること（令第5条の5）
（２）採用する電磁的措置が、以下の基準を満たすものであること（規則13条の4）
　一　当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること（見読性の確保）
　二　ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること（原本性の確保）
　三　当該契約の相手方が本人であることを確認するための措置を講じていること（本人性の確保）

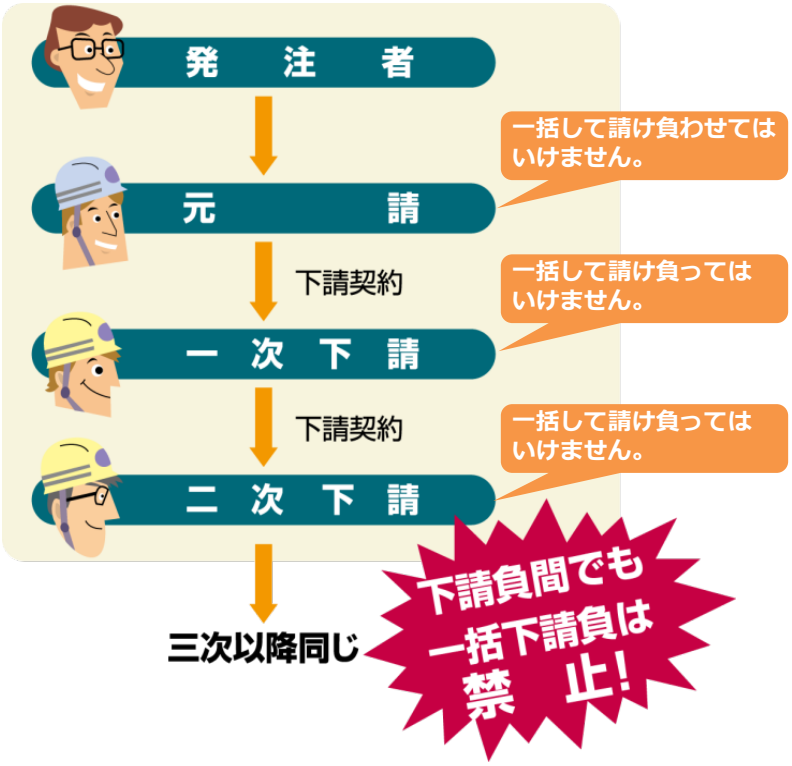
（参考）「建設業法施行規則第１３条の２第２項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン」における原本性の確保に必要な措置
①公開鍵暗号方式による電子署名　②電子的な証明書の添付　③電磁的記録等の保存

注文書及び請書による建設工事の請負契約を締結する場合において、以下の全ての要件を満たすときは、押印がなくても違反とは解さないです。

(1)注文書･請書＋基本契約書で契約を交わしている。
(2)注文者が、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）でないこと。
(3)基本契約書の締結時に、注文者及び請負者が、対等なパートナーシップに基づく関係にあることを相互に確認すること。
(4)基本契約書の締結時に、注文者及び請負者が、両者の間において反復継続的な取引実績が蓄積されていることを相互に確認すること。
（契約金額や工期等を勘案して、注文者及び請負者の双方の合意に基づき、署名又は記名押印することを妨げるものではありません）。

一括下請負の禁止

建設業法では、工事を請け負った建設業者が施工において実質的に関与を行わず、下請負人にその工事の全部又は独立した一部を一括して請け負わせることを「一括下請負」と呼び、原則として禁止しています。（法第22条）



一括下請負を禁止する理由

◆ 発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為

◆ 施工責任があいまいになることで、手抜き工事や建設労働従事者の労働条件の悪化につながる

◆ 中間搾取を目的とした施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招く

一括下請負は、

公共工事は全面的に禁止！

民間工事も原則禁止※！

※民間工事については、共同住宅[長屋は含まない]を新築する工事を除き、事前に発注者の書面による承諾を得た場合は適用除外となります。なお、事前に発注者から承諾を得て一括下請負に付した場合でも、当該建設工事に監理技術者等を配置することが必要です。

実質的に関与とは？

（平成28年10月14日付 国土建第275号『一括下請の禁止について』参照）

元請負人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいい、元請・下請それぞれが果たすべき役割は具体的には以下のとおりです。

①元請(発注者から直接請け負った者)が果たすべき役割

施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請負人間の工程調整
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認
安全管理	○安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導
その他	○発注者等との協議・調整 ○下請負人からの協議事項への判断・対応 ○請け負った建設工事全体のコスト管理 ○近隣住民への説明

⇒　元請は、以上の事項を全て行うことが求められる

②下請（①以外の者）が果たすべき役割

施工計画の作成	○請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○下請負人が作成した施工要領書等の確認 ○元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
品質管理	○請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則） ○元請負人への施工報告
安全管理	○協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守 ○現場作業に係る実地の技術指導※
その他	○元請負人との協議※ ○下請負人からの協議事項への判断・対応※ ○元請負人等の判断を踏まえた現場調整 ○請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理 ○施工確保のための下請負人調整

⇒　下請は、以上の事項を主として行うことが求められる

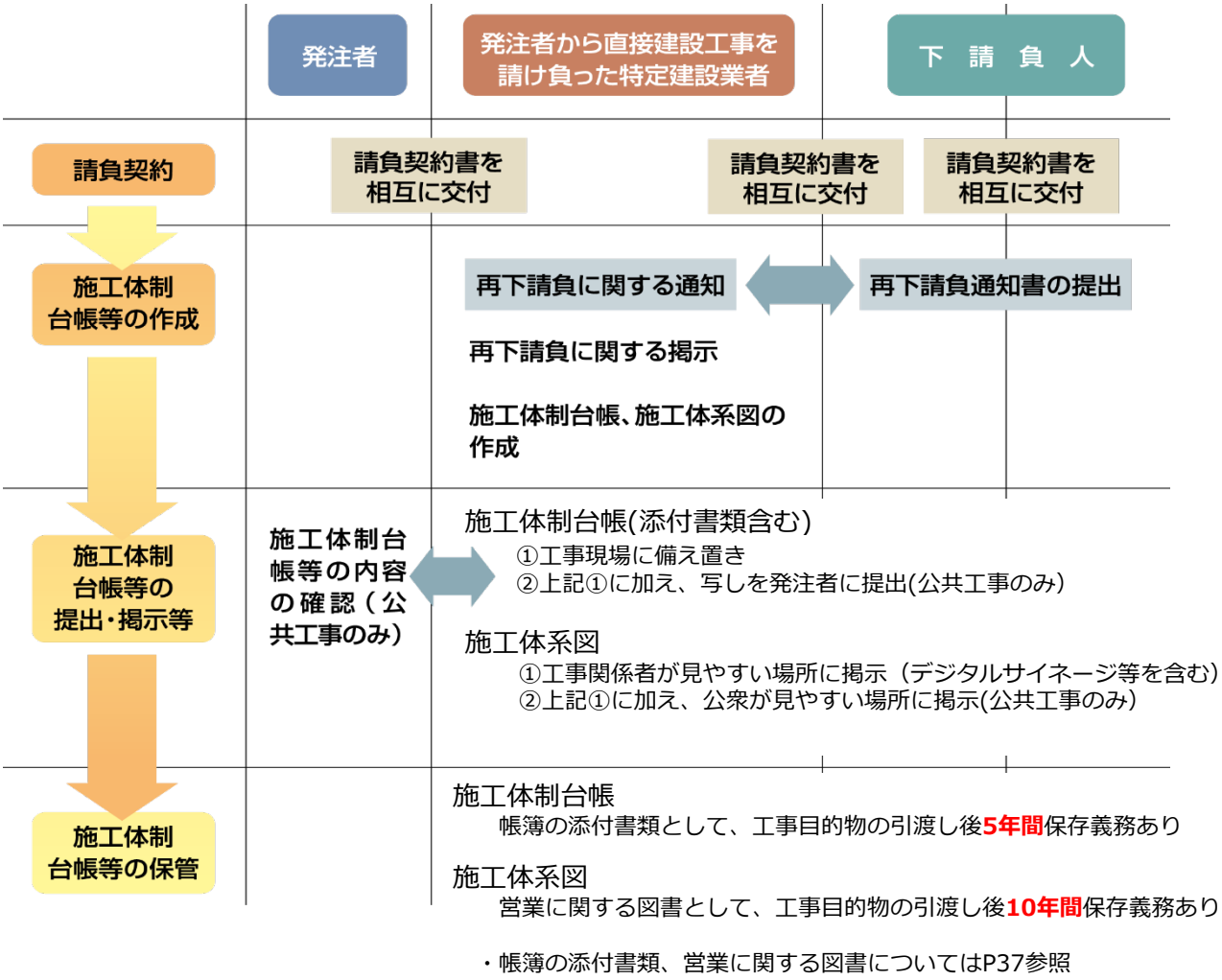
※下請が、自ら請けた工事と同一の種類の工事について、単一の建設企業と更に下請契約を締結する場合に必須とする事項

施工体制台帳等の作成義務①

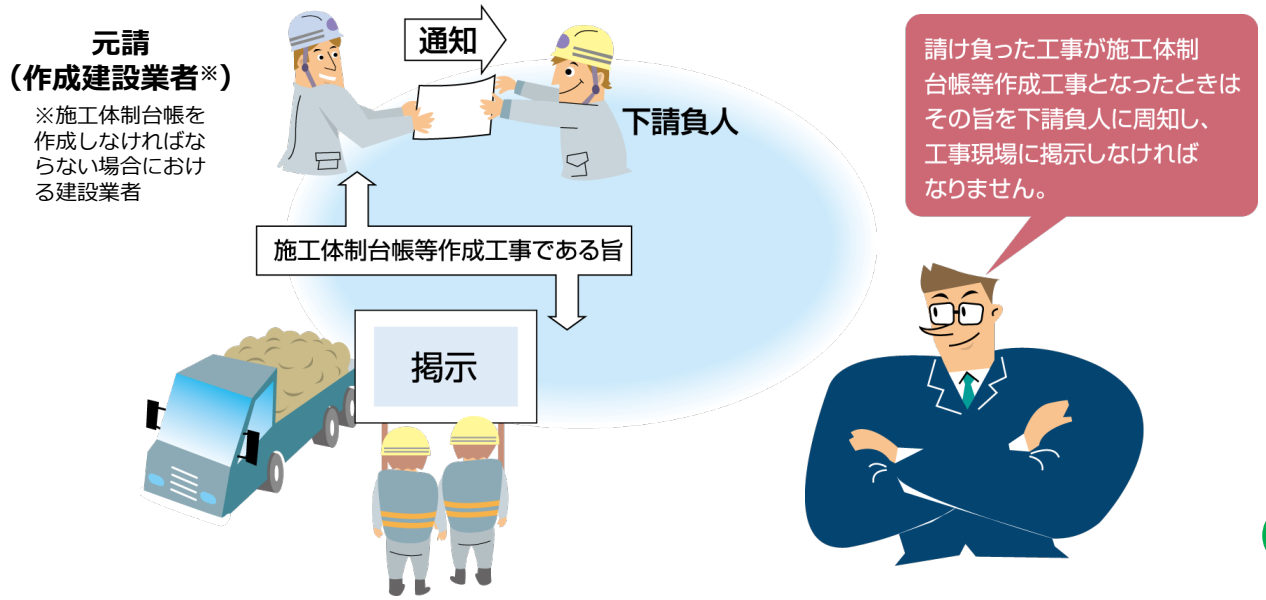
発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者で、当該建設工事を施工するために締結した下請負契約の総額が 5,000万円（建築一式工事の場合は 8,000万円）以上になるときは、施工体制台帳及び施工体系図（以下「施工体制台帳等」という。）を作成しなければなりません。また、平成27年4月1日以降に契約する公共工事※については、下請契約を締結する全ての元請業者が施工体制台帳等を作成しなければなりません。

※公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「公共工事入札契約適正化法」という。）第2条に規定する建設工事をいう。

(法第24条の8第1項、第4項及び公共工事入札契約適正化法第15条第1項)



・帳簿の添付書類、営業に関する図書についてはP37参照



施工体制台帳等の作成義務②

施工体制台帳の整備

誰　が
- 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者＝元請業者

い　つ
- 民間工事では、その工事を施工するために締結した**下請金額の総額が5,000万円（建築一式工事：8,000万円）以上となった時点**
- 公共工事では、その工事を施工するために**下請契約を締結した時点**

何　を
- 下請負人から提出された再下請通知書等に基づき施工体制台帳を作成

な　ぜ
- 建設工事の適正な施工を確保するため

どうする
- 作成した施工体制台帳を工事現場ごとに備え置く
- 民間工事では、発注者から請求があったときは、施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければなりません（法第24条の8第3項）
- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない（公共工事入札契約適正化法第15条第1項）

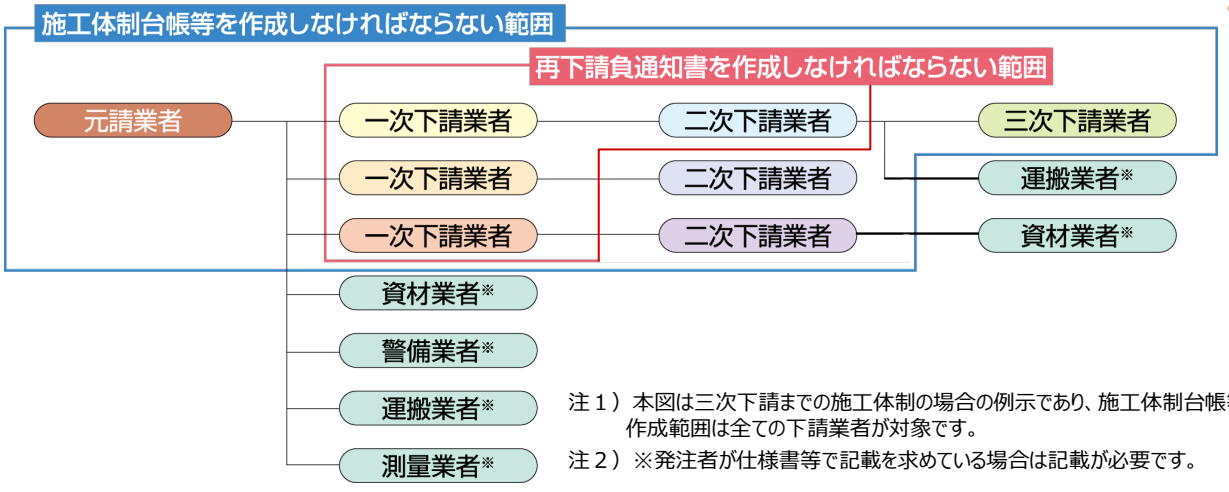
- 公共工事の受注者は、発注者から、工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではいけません。

（公共工事入札契約適正化法第15条第2項）

※システム等（ＣＣＵＣ等）で直接発注者が施工体制台帳を参照できる場合には、提出が免除されます。詳細は各発注者へお問い合わせください。



施工体制台帳等の作成すべき範囲（三次下請まである場合の例）

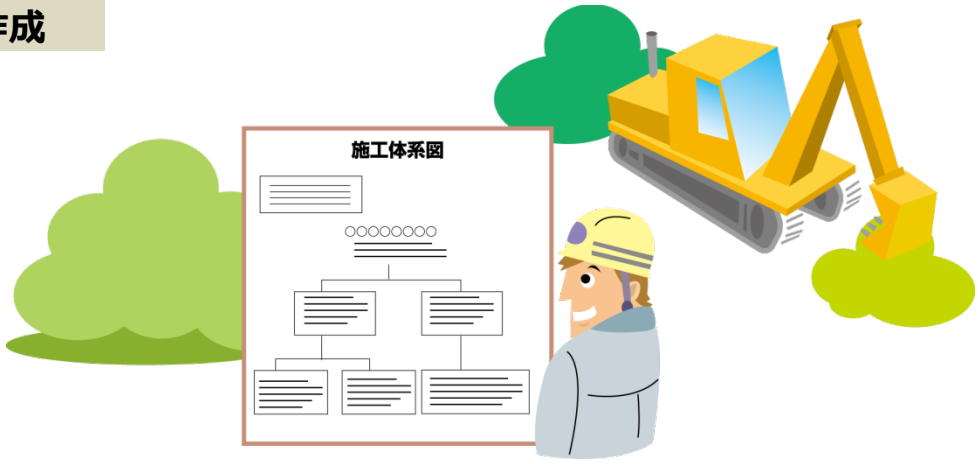


注１）本図は三次下請までの施工体制の場合の例示であり、施工体制台帳等の作成範囲は全ての下請業者が対象です。

注２）※発注者が仕様書等で記載を求めている場合は記載が必要です。

施工体制台帳等の作成義務③

施工体系図の作成



誰　が

- 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者＝元請業者

い　つ

- 民間工事では、その工事を施工するために締結した下請金額の総額が5,000万円（建築一式工事：8,000万円）以上となった時点
- 公共工事では、その工事を施工するために下請契約を締結した時点

何　を

- 当該建設工事に係る全ての建設業者に関する事項、技術者名等を記載し、工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成

な　ぜ

1. 工事に携わる関係者全員が建設工事の施工体制を把握する
2. 建設工事の施工に対する責任と工事現場における役割分担を明確にする
3. 技術者の適正な配置の確認

どうする

- 民間工事では、工事関係者が見やすい場所に掲げなければならない（法第24条の8第4項）
- 公共工事では、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない（公共工事入札契約適正化法第15条第1項）

■施工体制台帳等の作成義務まとめ

	作成義務者	作成時期	取扱い
公共工事	発注者から直接建設工事を請け負った全ての建設業者	下請契約を締結したとき	・施工体制台帳の写しを発注者に提出 ・施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示
民間工事	発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者	下請金額の総額が5,000万円（建築一式工事：8,000万円）以上となったとき	・施工体制台帳を発注者に閲覧 ・施工体系図を工事関係者が見やすい場所に掲示

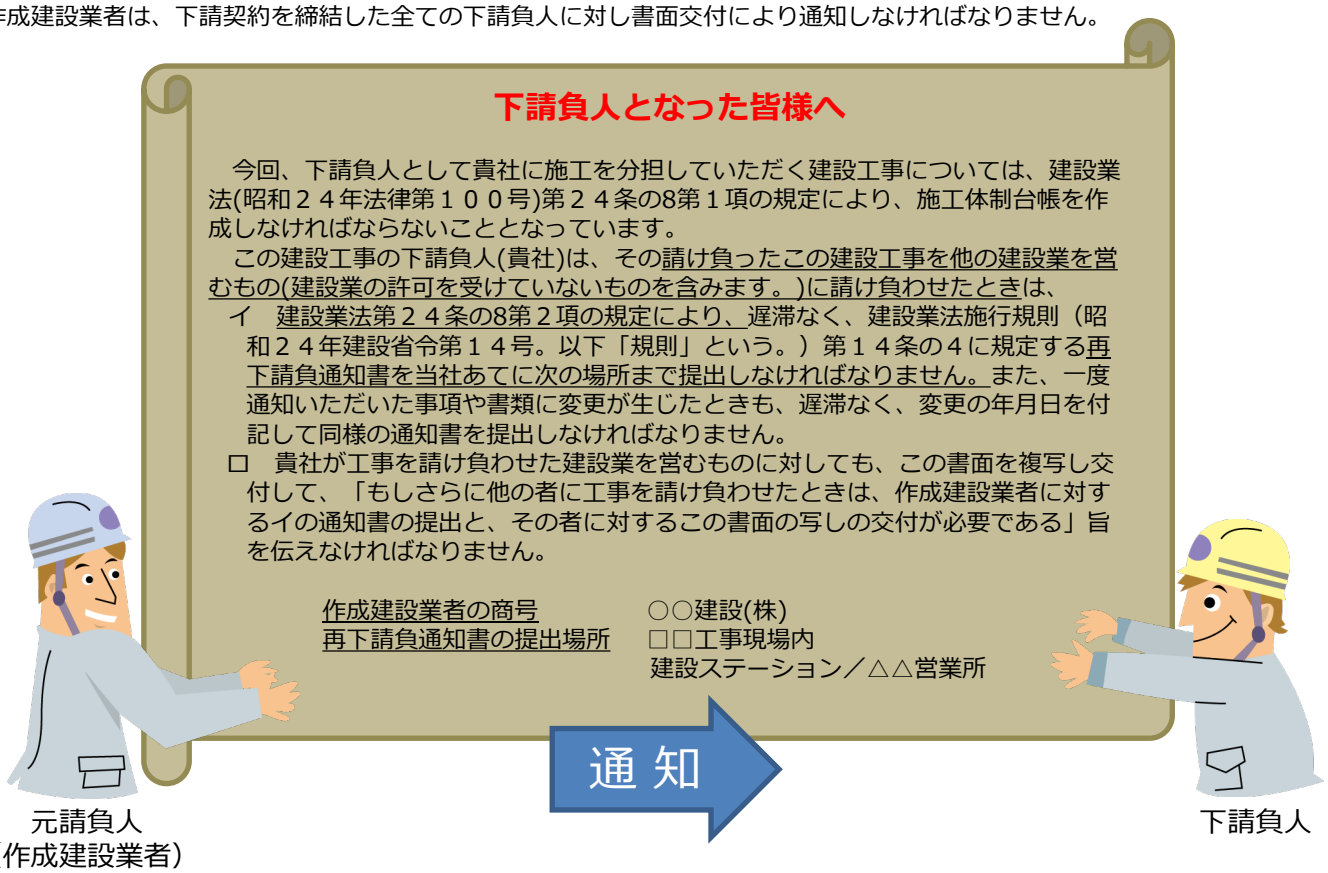
施工体制台帳等の作成義務④

施工体制台帳等の作成建設業者は、下請負人に対し、再下請負を行う場合は再下請負通知を行わなければならない旨を通知するとともに、工事現場内に掲示しなければなりません。

（規則第14条の3）（『監理技術者制度運用マニュアル』五）

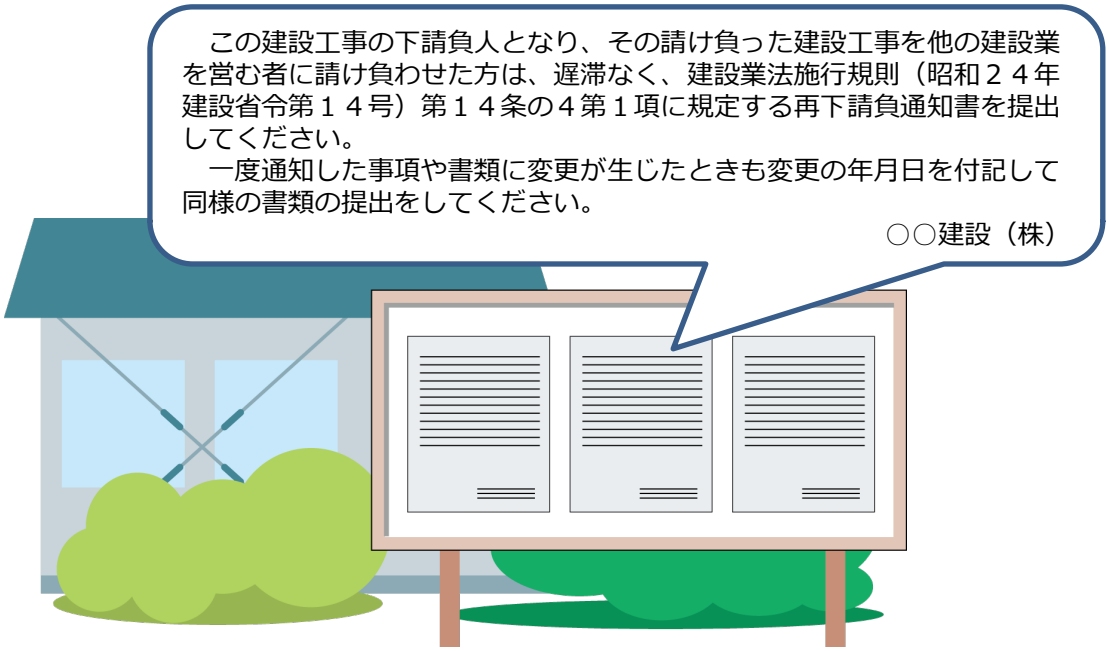
■再下請負通知する場合の下請業者への書面通知（例）

※作成建設業者は、下請契約を締結した全ての下請負人に対し書面交付により通知しなければなりません。



■再下請負通知する旨の現場での掲示（例）

※作成建設業者は、当該工事現場の見やすい場所に掲げなければなりません。



（平成31年3月29日付 国土建第499号『施工体制台帳の作成等についての改正について』）

施工体制台帳の記載内容と添付書類

施工体制台帳等の作成建設業者は、施工体制台帳に元請負人に関する事項を記載するとともに、一次下請負人に関する事項も記載し、添付すべき書類を揃えなければなりません。

また、下請負人から提出のあった再下請負通知書及び添付書類を確認し、台帳として取りまとめなければなりません。

下請負人（一次下請以降）が再下請負を行う場合は、再下請負通知書に記載すべき内容を明記のうえ、添付すべき書類と併せて、元請負人に提出しなければなりません。

	施工体制台帳に記載すべき内容	施工体制台帳に添付すべき書類
元請	☆元請負人に関する事項 ○発注者から請負った工事内容 ○建設業許可の内容※1 ○健康保険等の加入状況 ○配置技術者の氏名と資格内容 ○外国人技能実習生及び１号特定技能の従事状況 ○建設工事従事者に関する事項 ★一次下請負人に関する事項 ●下請契約した工事の内容 ●施工に必要な建設業許可業種※1 ●健康保険等の加入状況 ●配置技術者の氏名と資格内容 ●外国人技能実習生及び１号特定技能の従事状況 ●建設工事従事者に関する事項	○発注者との契約書の写し※2 ○下請負人との契約書の写し※2 （注文・請書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し） ○配置技術者（監理技術者等）が資格を有することを証する書面 （専任を要する監理技術者の場合、監理技術者証の写しに限る） ○専門技術者等を置いた場合は資格を証明できるものの写し （国家資格等の技術検定合格証明等の写し） ○配置技術者（監理技術者等）の雇用関係を証明できるものの写し （標準報酬決定通知書等の写し） ※法令上の義務はないが添付することが望ましい書類 ○監理技術者講習修了証の写し （工期の全てにおいて、講習受講日が過去５年以内のもの）

	再下請負通知書に記載すべき内容	再下請負通知書に添付すべき書類
下請	★下請負人に関する事項 ●下請契約した工事の内容 ●施工に必要な建設業許可業種※1 ●健康保険等の加入状況 ●配置技術者の氏名と資格内容 ●外国人技能実習生及び１号特定技能の従事状況 ●建設工事従事者に関する事項 ◆再下請負人に関する事項 ●下請契約した工事の内容 ●施工に必要な建設業許可業種※1 ●健康保険等の加入状況 ●配置技術者の氏名と資格内容 ●外国人技能実習生及び１号特定技能の従事状況 ●建設工事従事者に関する事項	○再下請負人との契約書の写し※2 （注文・請書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し） ※法令上の義務はないが添付することが望ましい書類 ○下請負人の建設業許可通知書の写し （下請負人が担当する建設工事に関する許可の確認のため） ○下請負人の主任技術者が資格を有することを証する書面 ○下請負人の主任技術者の雇用関係を証明できるものの写し

※1・・・建設業許可の内容は、許可通知書の写しの他、国土交通省のHP（https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/）で確認できます。

※2・・・公共工事においては、施工体制台帳及び再下請負通知書に添付すべき契約書の写しは、下請負代金の額が記載されていなければなりません。
なお、ここでいう公共工事とは、公共工事入札契約適正化法に規定する法人が発注する工事をいいます。

（規則第14条の2、14条の4）

工事の目的物の引渡を行うまでは、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければなりません。

工事の目的物の引渡から5年間保存※3

※3・・・新築住宅の建設工事に係るものは、10年間保存が必要です。



施工体制台帳の記載例（１／３）

作成建設業者の商号名称とこの工事を担当する事業所名を記入

作成建設業者が受けている**許可を全て**記入（業種は略称でも可）

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された**工事名称**とその工事の**具体的内容**を記入

作成建設業者が発注者と締結した**契約書に記載された工期、契約日**を記入

発注者と契約を締結した作成建設業者の営業所を記入

一次下請と契約を締結した作成建設業者の営業所を記入

元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記入

発注者が置いた監督員の氏名を記入（※）

一次下請を監督するために**作成建設業者が置いた**監督員の氏名を記入（※）

作成建設業者が置いた**現場代理人**の氏名を記入（※）

作成建設業者が置いた**監理（主任）技術者**の氏名及び専任・非専任の別を記入

作成建設業者が**監理技術者補佐**を置いた場合、氏名を記入

作成建設業者が置いた**専門技術者**の氏名を記入（※）
専門技術者の**資格**を具体的に記入（※）
例）第一種電気工事士
　　実務経験(指定学科
　　3年・管工事)
　実務経験(10年・管工事)等
専門技術者が**担当する工事内容**を具体的に記入

施工体制台帳

令和3年10月14日

施工体制台帳を作成又は変更した年月日を記入

【会社名・事業者ID】 大手前建設株式会社

【事業所名・現場ID】 ○○ビル作業所

	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
建設業の許可	土、建、電、管、鋼、舗、しゅ 工事業	(大臣)・知事　(特定)・一般　第012345号	令和2年11月11日
	通 工事業	大臣・知事　(特定)・一般　第012345号	令和2年11月11日

工事名及び工事内容	○○ビル新築工事 / 建築一式（地上6階、地下1階、延べ床面積9,600㎡）		
発注者名及び住所	◇◇商事株式会社 〒000-0000 大阪府○○市○○町1-2-3		
工期	自 令和3年 10月 2日 至 令和4年 3月31日	契約日	令和3年10月 1日

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約	本社	□□県□□市□□町000-0
	下請契約	○○支店	○○県○○市○○町000

健康保険等の加入状況					
保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険	雇用保険	
	(加入)・未加入　適用除外		(加入)・未加入　適用除外	(加入)・未加入　適用除外	
事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	元請契約	本社	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXXXXX-XXX
	下請契約	○○支店	YYYYYYYY	YYYYYYYY	YYYYYYYYYYY-YYY

発注者の監督員名	注文 一郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
監督員名	大手 太郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
現場代理人名	大手 一郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
監理技術者名 主任技術者名	(専任)・非専任　大手 次郎	資格内容	一級建築施工管理技士
監理技術者補佐名	大手 補佐男	資格内容	二級建築施工管理技士 一級建築施工管理技士補
専門技術者名	大手 三郎	専門技術者名	
資格内容	実務経験（10年・管）	資格内容	
担当工事内容	冷暖房設備工事 給排水設備工事	担当工事内容	

監理(主任)技術者の資格を具体的に記入
例）一級建築施工管理技士

1号特定技能外国人の従事の状況（有無）	(有)・無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	(有)・無

(健康保険)
協会けんぽにあっては**事業所の記号（7～8桁の数字）**を記入
健康保険組合にあっては**組合名**を記入
(厚生年金保険)
事業所整理記号及び事業所番号を記入。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入
(労働保険)
労働保険番号（14桁の数字）を記入。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の番号を記入

注）適用除外の場合は「－」を記入

１号特定技能外国人：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の**特定技能の在留資格**を決定された者

外国人技能実習生：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の**技能実習の在留資格**を決定された者

当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む

各保険の**適用を受ける営業所**について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

○建設業の許可の有効期限

許可の有効期限は５年間

許可の更新申請中であれば、現在の許可の有効期間が満了した場合であっても、その許可は有効なものとして扱われます。

○契約営業所（建設工事の許可を得た営業所）

本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所（請負契約の見積、入札、請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所）

○監理技術者・主任技術者

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければなりません。

○営業所の専任技術者は、現場に専任すべき監理技術者等にはなれません。

○専任の監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を携帯しなければなりません。(注P.15)

○専任すべき工事

公共性のある重要な建設工事に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければなりません。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該建設工事現場に係る職務にのみ従事していることを言います。

○請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合は元請負人、下請負人の区別なく専任が求められます。

○資格内容（監理技術者）

１）指定建設業の場合

①一級国家資格者

②国土交通大臣が上記①と同等以上の能力を有すると認定した者

２）指定建設業以外の場合

①一級国家資格者

②主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請負い、その請負金額が4,500万円※以上である工事に関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者

③国土交通大臣が上記①又は②と同等以上の能力を有すると認定した者

※令第5条の3
なお、昭和59年10月1日以前に請負代金額1,500万円以上、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日以前に請負代金額3,000万円以上の建設工事に関して積まれた実務経験は、4,500万円以上の建設工事に関する実務経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができます。

○専門技術者

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これら一式の内容である他の建設工事を自ら施工しようとする場合は、当該建設工事に関し専門技術者を工事現場に置かなければなりません。

また、許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合には、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事を自ら施工する場合も同様に、当該工事に関し専門技術者を工事現場に置かなければなりません。（法第26条の2）

○資格要件は、主任技術者と同じです。

○資格の要件が備わっていれば、監理（主任）技術者が兼任できます。

○指定建設業とは

土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事業の７業種をいいます。（令第5条の2）

○注意事項

１．建設業法では施工体制台帳の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。

２．□部分は、建設業法で定められた記載事項です。

３．説明書きの後ろに（※）があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。

４．「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。

５．公共工事☆で下請負契約を締結した場合は、全ての工事で施工体制台帳の作成が必要です。

☆ここでの公共工事とは、公共工事入札契約適正化法に規定する法人が発注する工事をいいます。

施工体制台帳の記載例（２／３）

【一次下請負人である近畿中央建設(株)に関する事項】

下請負人の商号名称及び所在地を記入

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された**工事名**及びその工事の**具体的内容**を記入

下請負人の請け負った建設工事の**契約書に記載された工期**を記入

下請負人の受けている許可のうち、**請け負った建設工事の施工に必要**な業種に係る許可を記入

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

請負契約に係る営業所の名称を記入

(健康保険)
協会けんぽにあっては**事業所の記号（7～8桁の数字）**を記入
健康保険組合にあっては**組合名**を記入
(厚生年金保険)
事業所整理記号及び事業所番号を記入。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入
(労働保険)
労働保険番号（14桁の数字）を記入。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の番号を記入

注）適用除外の場合は「－」を記入

下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入（※）

下請負人が置いた雇用管理責任者の氏名を記入（※）

下請負人が請け負った建設工事の**契約書に記載された契約日**を記入

《下請負人に関する事項》

会社名 事業者ID	近畿中央建設株式会社	代表者名	近畿　太郎
住所	〒000-0000 ◆◆県◆◆市◆◆区◆◆町0-0		
工事名称及び工事内容	○○ビル新築工事　/　コンクリート工、足場仮設工、鉄筋組立工、型枠工		
工期	自　令和3年　10月15日 至　令和4年　3月20日	契約日	令和3年　10月14日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	大、と、筋　工事業	大臣 (知事)　特定 (一般)　第777777号	令和2年　2月10日
	工事業	大臣 知事　特定 一般　第　号	

健康保険等の加入状況		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
	保険加入の有無	(加入)　未加入 適用除外	(加入)　未加入 適用除外	(加入)　未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		◆◆営業所	7777777	7777777	77777777777-777

現場代理人名	近畿　四郎	安全衛生責任者名	田中　一郎
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	山田　二郎
主任技術者名	(専任)　非専任　近畿　五郎	雇用管理責任者名	山田　二郎
資格内容	一級建築施工管理技士	専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

1号特定技能外国人の従事の状況(有無)	有　(無)	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有　(無)

下請負人が置いた現場代理人の氏名を記入（※）

下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入（※）

主任技術者の資格を具体的に記入
例）一級建築施工管理技士

下請負人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入（※）

１号特定技能外国人：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の**特定技能の在留資格**を決定された者

外国人技能実習生：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の**技能実習の在留資格**を決定された者

当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む

下請負人が置いた**専門技術者**の氏名を記入（※）
専門技術者の**資格**を具体的に記入（※）
例）一級建築施工管理技士
専門技術者が**担当する工事内容**を具体的に記入（※）

○専門技術者（P.5参照）

許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合には、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事を自ら施工する場合は、当該工事に関し専門技術者を工事現場に置かなければなりません。

○資格要件は、主任技術者と同じです。

○資格の要件が備わっていれば、主任技術者が兼任できます。

○主任技術者

許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合には、主任技術者を置かなければなりません。

軽微な建設工事しか請負わず、建設業の許可を得ずに建設業を営む者については、主任技術者を置かなければならないとする義務はありません。

○営業所の専任技術者は、現場に専任すべき主任技術者にはなれません。

○資格内容（主任技術者及び専門技術者）

1）一・二級施工管理技士等の国家資格者
2）登録基幹技能者
3）右記の実務経験を有する者

指定学科は、P. 39　参照

	卒業後の実務経験
①高等学校の指定学科卒業	5年以上
②専門学校の指定学科卒業	
③高等専門学校の指定学科卒業	3年以上
④専門学校の指定学科卒業かつ専門士もしくは高度専門士の称を付与された者	
⑤短期大学の指定学科卒業	
⑥大学の指定学科卒業	
⑦上記以外の学歴の場合	10年以上

○施工体制台帳に添付すべき書類（規則第14条の2第2項）

(1)発注者との契約書の写し
(2)下請負人との契約書の写し
(3)監理(主任)技術者資格を有することを証する書面の写し（専任を要する監理技術者は監理技術者資格者証の写しに限る）
(4)監理(主任)技術者の雇用関係を証明するものの写し（標準報酬決定通知書等の写し）
(5)専門技術者を置いた場合は、その者の資格及び雇用関係を証する書面の写し(国家資格等の技術検定合格証明等の写し)

○施工体制台帳の作成、提出、閲覧、保管（法第24条の8）

- 発注者から直接請け負った建設業者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には、施工体制台帳を作成しなければなりません。
- 公共工事においては、H27.4.1以降契約を行った工事で、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければなりません。（公共工事入札契約適正化法第15条第1項）
- 工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられています。
- 公共工事の場合は、写しを発注者へ提出することが義務づけられています。（公共工事入札契約適正化法第15条第2項）
- 民間工事の場合は、発注者から請求があったときは発注者の閲覧に供しなければなりません。
- 帳簿の添付書類として、工事完了後は5年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあっては10年間）保存することが義務づけられています。（法第40条の3、規則第28条）

○施工体系図の保管

- 施工体系図は、完成図、発注者との打合せ記録簿とあわせて10年間保存することが義務づけられています。（法第40条の3、規則第26条第5項）

○注意事項

1．建設業法では施工体制台帳の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
2．□□□□ 部分は、建設業法で定められた記載事項です。
3．説明書きの後ろに（※）があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
4．「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。
5．公共工事☆で下請負契約を締結した場合は、全ての工事で施工体制台帳の作成が必要です。
☆ここでの公共工事とは、公共工事入札契約適正化法に規定する法人が発注する工事をいいます。P52参照

施工体制台帳の記載例（３／３）

【建設工事に従事する者に関する事項】(いわゆる作業員名簿)

事業所の名称
・現場ID

所長名

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

番号	ふりがな 氏名 技能者ID	職種	※	生年月日 年齢	健康保険 年金保険 雇用保険	
				年　月　日 歳		
				年　月　日 歳		
				年　月　日 歳		
				年　月　日 歳		
				年　月　日 歳		
				年　月　日 歳		
				年　月　日 歳		

○注意事項
1．建設業法ではいわゆる作業員名簿の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
2．建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、保険加入状況の確認を行うことを原則とします。システムを使用しない場合は、標準報酬決定通知書や雇用保険被保険者証のコピー等（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）を提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講じる必要があります。
3．※印欄には次の記号を記載。

(現)…現場代理人　(作)…作業主任者　（注）　(女)…女性作業員　(未)…18歳未満の作業員
(主)…主任技術者　(職)…職　長　(安)…安全衛生責任者　(能)…能力向上教育　(再)…危険有害業務・再発防止教育
(習)…外国人技能実習生　(1特)…１号特定技能外国人

4．各社別に作成するのが原則ですが、リース機械等の運転者は一緒でも構いません。
5．資格・免許等の写しを添付してください。

（注）． 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

元請 確認欄	

提出日　　年　　月　　日

一次会社名
・事業者ID

（　次）会社名
・事業者ID

建設業退職金 共済制度	教　育・資　格・免　許			入場年月日
中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免　許	受入教育 実施年月日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日

○注意事項
６．健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険等。※保険者番号及び被保険者等記号・番号は記載しないこと）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
７．年金保険欄には、左欄に年金保険の名称を記載（厚生年金、国民年金等。※基礎年金番号は記載しないこと）。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
８．雇用保険欄には、右欄に被保険者番号の下４けたを記載。日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載。事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
９．建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
１０．安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
１１．建設工事かかる知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録○○基幹技能者、○級○○施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。
１２．記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えありません。

再下請負通知書の記載例

大阪鉄筋工業株式会社（再下請負通知人）が国交建設株式会社（再下請負人）との下請契約の内容を報告する場合

再下請負通知書

令和3年10月16日

再下請負通知書を作成又は変更した年月日を記入

再下請負通知人が請け負った建設工事の注文者の商号名称を記入

再下請負通知人の商号名称及び所在地を記入

再下請負通知人が請け負った建設工事の作成建設業者の商号名称を記入

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその具体的内容を記入

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入

再下請負通知人が受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可を記入

請負契約に係る営業所の名称を記入

再下請負人を監督するために再下請負通知人が置いた監督員の氏名を記入（※）

再下請負通知人が置いた現場代理人の氏名を記入（※）

再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入（※）
主任技術者の資格を具体的に記入

再下請負通知人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入（※）

再下請負通知人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入（※）

再下請負通知人が置いた専門技術者の氏名を記入（※）
専門技術者の資格を具体的に記入（※）
専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入（※）

再下請負通知人が置いた雇用管理責任者の氏名を記入（※）

直近上位注文者名	近畿中央建設株式会社
元請名称・事業者ID	大手前建設株式会社

【報告下請負業者】

住所	〒000-0000 ○○県○○市○○町000 ◆◆◆ビル階
TEL	00-0000-0000
FAX	00-0000-0000
会社名・事業者ID	大阪鉄筋工業株式会社
代表者名	大阪　太郎

《自社に関する事項》

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入

工事名及び工事内容	○○ビル新築工事　/　鉄筋加工組立工事		
工期	自　令和3年　10月16日 至　令和4年　3月20日	注文者との契約日	令和3年10月15日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	筋　工事業	大臣　特定 知事　一般　第999999号	令和2年　8月　5日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	令和　年　月　日

健康保険等の加入状況		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
	保険加入の有無	加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称：◆◆営業所	ZZZZZZZZ	ZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZZ-ZZZ

監督員名	
権限及び意見申出方法	
現場代理人名	大阪　六郎
権限及び意見申出方法	基本契約約款記載のとおり
主任技術者名	専任　非専任　大阪　六郎
資格内容	二級建築施工管理技士（躯体）

安全衛生責任者名	大阪　六郎
安全衛生推進者名	大阪　一郎
雇用管理責任者名	大阪　一郎
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

1号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

1号特定技能外国人：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の**特定技能の在留資格**を決定された者

外国人技能実習生：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の**技能実習の在留資格**を決定された者

当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む

○再下請負通知書の添付書類
・再下請負通知人と再下請負人が締結した契約書の写し

再下請負人の商号名称及び所在地を記入

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容を記入

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入

再下請負人が受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可を記入

請負契約に係る営業所の名称を記入

(健康保険)
協会けんぽにあっては**事業所の記号（7～8桁の数字）**を記入
健康保険組合にあっては**組合名**を記入
(厚生年金保険)
事業所整理記号及び事業所番号を記入。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入
(労働保険)
労働保険番号（14桁の数字）を記入。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の番号を記入

注）適用除外の場合は「－」を記入

《再下請負人関係》再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名・事業者ID	国交建設株式会社	代表者名	国交　太郎
住所 電話番号	〒000-0000 ○○県○○市○○0-0		
工事名称及び工事内容	○○ビル新築工事　/　鉄筋設置時の重量物揚重運搬配置工事		
工期	自　令和3年10月17日 至　令和4年2月25日	契約日	令和3年10月16日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	と　工事業	大臣 特定 知事 一般 第333333号	令和2年12月11日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第　号	令和　年　月　日

健康保険等の加入状況		健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	保険加入の有無	加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称 / 健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		◆◆営業所 / zzzzzzzz	zzzzzzzz	zzzzzzzzzz-zzz

現場代理人名	
権限及び意見申出方法	
主任技術者名	専任　非専任　国交　七郎
資格内容	実務経験（指定学科5年・とび・土工）

再下請負人が置いた現場代理人の氏名を記入（※）

安全衛生責任者名	国交　七郎
安全衛生推進者名	田中　八郎
雇用管理責任者名	田中　八郎
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

再下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入（※）

再下請負人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入（※）

再下請負人が置いた専門技術者の氏名を記入（※）
専門技術者の資格を具体的に記入（※）
専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入（※）

1号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

再下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入（※）
主任技術者の資格を具体的に記入（※）

○注意事項
1．建設業法では再下請負通知書の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
2．□ 部分は、建設業法で定められた記載事項です。
3．説明書きの後ろに（※）があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
4．「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。

施工体系図の記載例

施工体系図

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期を記入

発注者名	◇◇商事株式会社
工事名称	○○ビル新築工事
工期	自　令和３年　10月　2日 至　令和４年　3月31日

一次下請を監督するために作成建設業者が置いた監督員の氏名を記入（※）

作成建設業者が置いた監理技術者の氏名を記入

作成建設業者の商号名称を記入

作成建設業者が置いた専門技術者の氏名を記入（※）

元請名・事業者ID	大手前建設(株)
監督員名	大手　太郎
監理技術者名 主任技術者名	大手　次郎
監理技術者補佐名	大手　三郎
専門技術者名	大手　四郎
担当工事内容	冷暖房設備工事 給排水設備工事
専門技術者名	
担当工事内容	

作成建設業者が置いた専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入（※）

作成建設業者が置いた統括安全衛生責任者の氏名を記入（※）

会長	統括安全衛生責任者 大手　次郎
副会長	 北海　一郎

元方安全衛生管理者
中国　三郎

統括安全衛生責任者の指揮を受けて技術的事項を管理する者の氏名を記入（※）

《一次下請》

コンクリート工・足場仮設工・鉄筋組立工・型枠工事	会社名・事業者ID	近畿中央建設(株)
	代表者名	近畿　太郎
	許可番号	7777777
	一般/特定の別	特定
	安全衛生責任者名	田中　一郎
	主任技術者名	近畿　五郎※
	特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
	担当工事内容	
工期		3年　10月15日～4年　3月20日

構内電機設備・照明設備工事	会社名・事業者ID	東京電機(株)
	代表者名	東京　太郎
	許可番号	
	一般/特定の別	一般
	安全衛生責任者名	東京　四郎
	主任技術者名	埼玉　五郎
	特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
	担当工事内容	
工期		3年12月10日～4年　2月28日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	
	安全衛生責任者名	
	主任技術者名	
	特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
	担当工事内容	
工期		年　月　日～　年　月　日

○注意事項

1．建設業法では施工体系図の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
2．□ 部分は、建設業法で定められた記載事項です。
3．説明書きの後ろに（※）があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
4．下請負人が建設業の許可を受けていない場合は、下請負人に関する「主任技術者」及び「専門技術者」については記載不要です。
5．公共工事☆で下請負契約を締結した場合は、すべての工事で施工体制台帳の作成が必要です。
☆ここでの公共工事とは、公共工事入札契約適正化法に規定する法人が発注する工事をいいます。

下請の主任技術者の当該工事における職務について、施工体系図の写しに記載（専ら複数工種のマネージメントを行い元請の監理技術者等に近い役割を担う場合は※印を記載し、具体的な職務を記載する等）。
なお、記載された内容について、押印等により下請の確認をとっておくことが必要です。
『監理技術者制度運用マニュアルにおける 下請の主任技術者の職務の工事毎の明確化について（参考）』

【施工体系図活用記入例】

※の者は、専ら複数工種のマネージメントを行い、元請の監理技術者等に近い役割を担う者
※欄外、別紙等に、施工要領書の作成、立ち会い確認等の具体的な職務を記載

《二次下請》

型枠工 工事		
	会社名・事業者ID	大阪鉄筋工業(株)
	代表者名	大阪　太郎
	許可番号	999999
	一般/特定の別	一般
	安全衛生責任者名	大阪　六郎
	主任技術者名	大阪　六郎
	特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
	担当工事内容	
工期	3年10月16日～4年3月20日	

《三次下請》

工事		
	会社名・	
	代表	
	許可	
	一般/特	
	安全衛	
	主任	
	特定専	
	専門技	
	担当工事内容	
工期	3年10月17日～4年2月25日	

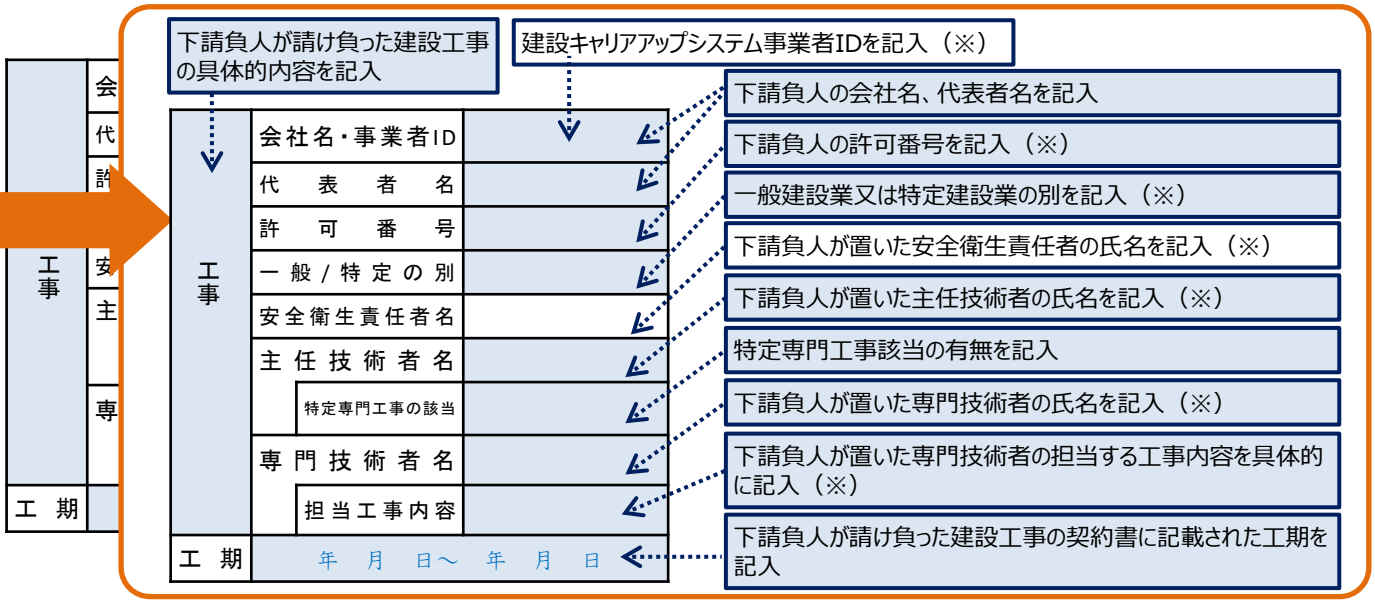
工事		
	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	
	安全衛生責任者名	
	主任技術者名	
	特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

工事		
	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	
	安全衛生責任者名	
	主任技術者名	
	特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

【施工体系図活用以外の記入例】

下請の主任技術者の当該工事における職務について元請は下請の主任技術者と調整の上で確定し、それを記載、押印等した書面を下請から元請に提出する。

（記載内容例）
会社名：○ ○ ○ ○
主任技術者：○ ○ ○ ○
主任技術者の役割
<施工計画の作成>
・元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書の作成
・元請等からの指示に応じた施工要領書の修正
<工程管理>
・原則として、立ち会い確認
・元請への報告
<技術的指導>
・請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認
・現場作業にかかる実地の技術指導



建設業法で定める標識

建設業法では、建設業の営業又は建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、建設業者に対し、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に一定の標識を掲げることを義務づけています。

(法第40条)

建設業者が標識を店舗に掲げる場合（規則第25条、規則別記様式第28号）

縦35cm以上

建 設 業 の 許 可 票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事　許可（　）第　号	
		国土交通大臣 知事　許可（　）第　号	
		国土交通大臣 知事　許可（　）第　号	
この店舗で営業している建設業			

横40cm以上

記載要領

1. 「国土交通 大臣　については、不要のものを消すこと。
　　知事」

建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合（規則第25条、規則別記様式第29号）

縦25cm以上

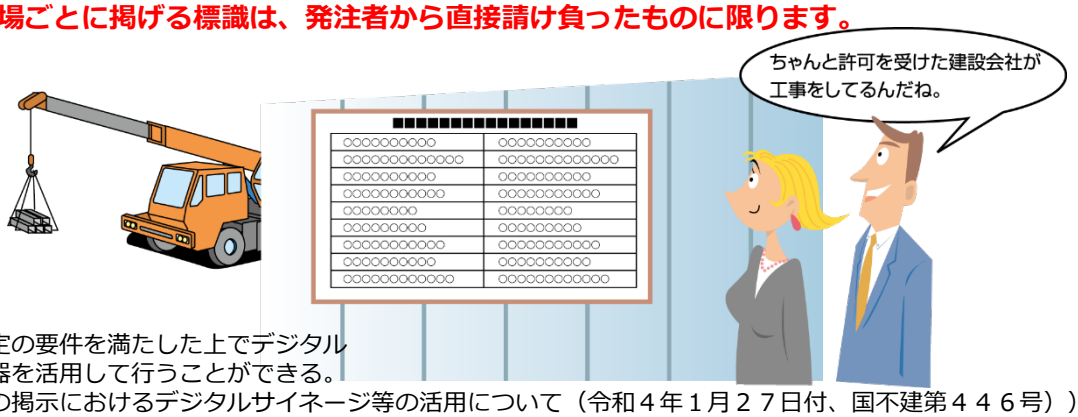
建 設 業 の 許 可 票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事　許可（　）第　号		
許可年月日			

横35cm以上

記載要領

1. 「主任技術者の氏名」の欄は、監理技術者を配置する場合には、「監理技術者の氏名」とし監理技術者の氏名を記載
2. 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載
3. 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条の第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載
4. 「資格者証交付番号」の欄は、専任を要する監理技術者を配置する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載
5. 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載
6. 「国土交通大臣　については、不要のものを消すこと。
　　知事」

※建設工事の現場ごとに掲げる標識は、発注者から直接請け負ったものに限ります。



※掲示については、一定の要件を満たした上でデジタルサイネージ等ＩＣＴ機器を活用して行うことができる。
（施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について（令和４年１月２７日付、国不建第４４６号））

帳簿の記載内容と添付書類、営業に関する図書

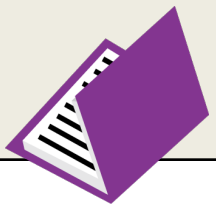
建設業者は、営業所ごとに、営業に関する事項を記録した帳簿を備え、かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書を保存しなければなりません。（法第40条の3）

■帳簿

保存期間は、当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから**５年間**※（規則第28条第1項）

※発注者(宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業者を除く。)と締結した住宅を新築する建設工事に係るものについては**１０年間**保存しなければなりません。

帳簿に記載すべき事項　(規則第26条第1項)	帳簿の添付書類　(規則第26条第2項)
１．営業所の代表者の氏名及びその就任年月日 **２．注文者と締結した建設工事の請負契約に関する次に掲げる事項** (1)　請け負った建設工事の名称、工事現場の所在地 (2)　注文者との契約日 (3)　注文者の商号・名称（又は氏名）、所在地、注文者が建設業者であるときは、その者の許可番号 (4)　注文者から受けた完成検査の年月日 (5)　工事目的物を注文者に引き渡した年月日 **３．発注者と締結した住宅の新築工事の請負契約に関する次の事項** (1)　当該住宅の床面積 (2)　建設業者の建設瑕疵負担割合 (3)　発注者に交付している住宅瑕疵担保責任保険法人（資力確保措置を保険により行った場合） **４．下請契約に関する事項** (1)　下請負人に請け負わせた建設工事の名称、工事現場の所在地 (2)　下請負人との契約日 (3)　下請負人の商号・名称及び所在地、下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号 (4)　下請工事の完成を確認するために自社が行った検査の年月日 (5)　下請工事の目的物について下請業者から引き渡しを受けた年月日 注）特定建設業の許可を受けている者が注文者（元請工事に限らない。）となって、一般建設業者（資本金が4,000万円以上の法人企業を除く。）に建設工事を下請負した場合には、以下の事項についても記載が必要となります。 ①　支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払手段 ②　支払手形を交付したときは、その手形の金額、交付年月日、手形の満期 ③　代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の支払残額 ④　遅延利息の額・支払日（下請負人からの引き渡しの申出から50日を経過した場合に発生する遅延利息（年14.6%）の支払いに係るもの）	１．契約書又はその写し（電磁的記録可） ２．特定建設業の許可を受けている者が注文者（元請工事に限らない。）となって、一般建設業者（資本金が4,000万円以上の法人企業を除く。）に建設工事を下請負した場合には、下請代金の支払済額、支払った年月日及び支払手段を証明する書類（領収書等）又はその写し ３．建設業者が施工体制台帳を作成したときは（元請工事に限る。）、工事現場に据え付ける施工体制台帳の以下の部分。 （工事完了後に施工体制台帳から必要な部分のみを抜粋します。） (1)　当該工事に関し、実際に工事現場に置いた主任技術者又は監理技術者の氏名、有する監理技術者資格 (2)　監理技術者補佐を置いたときは、監理技術者補佐の氏名、有する監理技術者補佐資格 (3)　監理技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格 (4)　下請負人（末端までの全業者を指しています。以下同じ。）の商号・名称、許可番号 (5)　下請負人に請け負わせた建設工事の内容、工期 (6)　下請業者が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名、有する主任技術者資格 (7)　下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格 ※添付書類については、電子的措置による保存が可能です。



■営業に関する図書

保存期間は当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから**１０年間**（規則第28条第2項）

１．営業に関する図書とは次に掲げるものをいいます。（施行規則第26条第5項）
(1)　完成図（建設工事の目的物の完成時の状況を表した図をいう。）
(2)　発注者との打ち合わせ記録
（工事内容に関するものであって、請負契約の当事者が相互に交付したものに限る。）
(3)　施工体系図（法令上、作成義務のある工事に限る。）
(4)　見積書が作成されたときは、当該見積書又はその写し
(5)　(4)の見積書の内容に関する打合せ記録（請負契約の当事者が相互に交付したものに限る）



※発注者から工事を直接請け負っていない建設業者は(4)(5)のみ

監理技術者資格者証および監理技術者講習

専任の**監理技術者**又は**特例監理技術者**は、**監理技術者資格者証**(以下「資格者証※」という。)の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「**監理技術者講習**」という。）を**過去5年以内に受講**したもののうちから、これを選任しなければなりません。

また、当該監理技術者又は特例監理技術者は、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時、資格者証を携帯し、発注者から請求があったときは、資格者証を提示しなければなりません。また、監理技術者講習修了履歴（以下「修了履歴」という。）についても、発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしています。

（法第26条第5項、『監理技術者制度運用マニュアル』四）

■資格者証と修了履歴

（表面）



（裏面）



注)赤囲い部分に講習修了者がラベルを貼る又は(一財)建設業技術者センターで修了情報を確認出来た場合は印字

※令和3年1月1日以降、監理技術者講習の有効期間の起算点が講習を受けた日の属する年の翌年1月1日となり、同日から5年間が有効期間となります。

●監理技術者資格者証を交付する機関

資格者証の交付及びその有効期間の更新の実施に関する事務は、国土交通大臣の指定する「指定資格者証交付機関」において行っています。（法第27条の19）

国土交通大臣の指定を受けた監理技術者資格者証の交付機関は次のとおりです。

■（一財）建設業技術者センター　TEL：03-3514-4711

●監理技術者講習を行う機関

国土交通大臣の登録を受けた監理技術者講習を実施している機関「登録講習実施機関」は、次の国土交通省ホームページにて掲載しています。なお、講習の実施日時、会場及び受講申込方法等はそれぞれの登録講習実施機関にお問い合わせください。

国土交通省URL：　http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000094.html

資料編

Ⅰ．建設業の許可と建設工事の種類

建設業の許可	
大臣許可と知事許可	２つ以上の都道府県に営業所を設置して建設業を営む者は大臣許可
	１つの都道府県のみに営業所を設置して建設業を営む者は知事許可
許可の区分 （一般建設業と特定建設業）	一般建設業の許可業者は、発注者から直接受注した工事について、総額5,000万円(建築一式工事：8,000万円)以上の下請契約を締結することはできません。
建設工事の種類	29業種 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事
	建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを行う場合を除いて、法第3条の規定に基づき、上記29建設工事の種類ごとに建設業の許可を受けなければなりません。
軽微な建設工事	建築一式工事では、工事1件の請負代金の額が1,500万円未満注）の工事又は延べ面積が150m²未満の木造住宅工事 その他の建設工事では、工事1件の請負代金の額が500万円未満注）の工事
許可の有効期間	許可の有効期間は、5年間 許可の更新申請中であれば、現在の許可の有効期間が満了した場合であっても、その許可は有効なものとして扱われます。

注）注文者が材料を支給する場合には、請負代金に支給材料の市場価格（運送賃含む）を加えた額で判断します。

Ⅱ．営業所専任技術者・現場技術者（主任技術者・監理技術者）となるための要件

要件		
主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者		1）下記の実務経験を有する者 ①高等学校の指定学科卒業後　5年以上 ②専門学校の指定学科卒業後　5年以上 ③高等専門学校の指定学科卒業後　3年以上 ④専門学校（専門士又は高度専門士）の指定学科卒業後　3年以上 ⑤短期大学の指定学科卒業後　3年以上 ⑥大学の指定学科卒業後　3年以上 ⑦上記①～⑥以外の学歴の場合　10年以上 2）国土交通大臣認定者 ①実務経験者 Ⅲ．主任技術者となりうる国家資格※1等参照 ②1級及び2級国家資格者等 Ⅳ．監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格※1等参照 ③登録基幹技能者 Ⅳ．監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格※1等参照
監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者	※3指定建設業以外	1）1級国家資格者 2）主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請負い、その請負金額が4,500万円以上※2である工事に関して、2年以上指導監督的な実務経験を有する者 3）1）又は2）と同等以上の能力を有すると認められる者
	指定建設業	1）1級国家資格者 2）1）と同等以上の能力を有すると認められる者 ⇒国土交通大臣特別認定者（建設省告示第128号(平成元年1月30日)の対象者）

※1　国家資格：Ⅲ．「主任技術者となりうる国家資格等」およびⅣ．「監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等」を参照してください。

※2　「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。（※なお、昭和59年10月1日以前に請負代金額1,500万円以上、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日以前に請負代金額3,000万円以上の建設工事に関して積まれた実務経験は、4,500万円以上の建設工事に関する実務経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができます。）

※3　指定建設業とは、土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事業の7業種をいいます。

【指定学科】（規則第1条）

許可を受けようとする建設業	学科
土木工事業、舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業、建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科

Ⅲ．主任技術者となりうる国家資格等（規則第7条の3第1項第2号）

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
とび・土工工事業	1. 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 2. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
屋根工事業	1. 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
しゅんせつ工事業	1. 土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
ガラス工事業	1. 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
防水工事業	1. 建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
熱絶縁工事業	1. 建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
水道施設工事業	1. 土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
解体工事業	1. 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 3. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者

資料編

Ⅳ. 監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等

2025/12/18施行

:特定建設業の営業所専任技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格

:一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となり得る国家資格

枠内の数字：資格取得後、必要な当該業種の実務経験年数

（※）特定建設業の営業所専任技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格を有するものは、一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となり得る

指定建設業

	資格区分		建設業の種類																												
			土木	建築	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体
建設業法（技術検定）	1級建設機械施工管理技士		■				■								■																
	2級建設機械施工管理技士		■				■								■																
	1級土木施工管理技士		■			3	■	■	3			3	■	3	■	■			■	3			3			3		■		3	注1
	1級土木施工管理技士補					3	3	3	3			3		3		3			3	3			3			3		3		3	3
	2級土木施工管理技士	種別 土木	■			5			5			5	■	5	■	■			5	5			5			5				5	注1
		種別 鋼構造物塗装				5	5	5	5			5		5		5				5			5			5		5		5	5
		種別 薬液注入				5		5	5			5		5		5			5	5			5			5		5		5	5
	2級土木施工管理技士補					5	5	5	5			5		5		5			5	5			5			5		5		5	5
	1級建築施工管理技士			■	■	■	■	■	■			■	■	■			■	■	■	■	■	3	■				■	3	3	3	注1
	1級建築施工管理技士補				3	3	3	3	3			3		3			3	3	3	3	3	3	3				3	3	3	3	3
	2級建築施工管理技士	種別 建築			5	5	5	5	5			5		5			5	5	5	5	5	5	5				5	5	5	5	注1
		種別 躯体				5		5	5								5	5	5	5	5	5	5				5	5	5	5	注1
		種別 仕上げ					5							5								5						5	5	5	5
	2級建築施工管理技士補				5	5	5	5	5			5		5			5	5	5	5	5	5	5				5	5	5	5	5
	1級電気工事施工管理技士									■												3							3		
	1級電気工事施工管理技士補																					3							3		
	2級電気工事施工管理技士									■												5							5		
	2級電気工事施工管理技士補																					5							5		
	1級管工事施工管理技士									■				3		3	3					3	3			3	3	3	3	3	
	1級管工事施工管理技士補													3		3	3					3	3			3	3	3	3	3	
	2級管工事施工管理技士									■				5		5	5					5	5			5	5	5	5	5	
	2級管工事施工管理技士補													5		5	5					5	5			5	5	5	5	5	
	1級電気通信工事施工管理技士																							■							
	2級電気通信工事施工管理技士																							■							
	1級造園施工管理技士					3	3	3	3			3		3		3			3	3			3		■	3		3		3	3
	1級造園施工管理技士補					3	3	3	3			3		3		3			3	3			3			3		3		3	3
	2級造園施工管理技士					5	5	5	5			5		5		5			5	5			5		■	5		5		5	5
	2級造園施工管理技士補					5	5	5	5			5		5		5			5	5			5			5		5		5	5
建築士法（建築士試験）	1級建築士			■	■				■			■	■								■										
	2級建築士			■	■				■			■									■										
	木造建築士				■																										
	建築設備士（注2）									1	1																				
技術士法（技術士試験）	建設（「鋼構造及びコンクリート」）・総合技術監理（建設）（「鋼構造及びコンクリート」）		■				■			■			■		■	■									■					注1	
	建設「鋼構造及びコンクリート」を除く・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」を除く）		■				■			■					■	■									■					注1	
	農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）		■				■																								
	電気電子・総合技術監理（電気電子）									■														■							
	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）										■											■									
	機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く・総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く）																					■									
	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上下水道及び工業用水道」）										■															■		■			
	上下水道（「下水道」）・総合技術監理（上下水道）（「下水道」）										■																	■			
	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		■				■									■															
	森林「林業・林産」・総合技術監理（森林「林業・林産」）																								■						
	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		■				■																		■						
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										■																■				
	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）										■																■		■		
	衛生工学「建築物環境衛生管理」・総合技術監理（衛生工学「建築物環境衛生管理」）										■																				

指定建設業

	資格区分	建設業の種類																												
		土木	建築	大工	左官	とび・土工・コンクリート	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体
電気工事士法（電気工事士試験）	第1種電気工事士																													
	第2種電気工事士								3																					
電気事業法（電気主任技術者国家試験等）	電気主任技術者（1種・2種・3種）								5																					
電気通信事業法（電気通信主任技術者試験）	電気通信主任技術者																						5							
電気通信事業法（工事担任者）	工事担任者（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方）の交付を受けた者（注8）																						3							
	工事担任者（総合通信）の交付を受けた者（注8）																						3							
水道法（給水装置工事主任技術者試験）	給水装置工事主任技術者									1																				
消防法（消防設備士試験）	甲種消防設備士																													
	乙種消防設備士																													
職業能力開発促進法（技能検定）	1級建築大工																													
	2級建築大工			3																										
	1級型枠施工																													
	2級型枠施工			3		注9																								
	1級左　　官																													
	2級左　　官				3																									
	1級とび																													
	2級とび					注10																								3
	1級コンクリート圧送施工																													
	2級コンクリート圧送施工					注9																								
	1級ウェルポイント施工																													
	2級ウェルポイント施工					注11																								
	1級冷凍空気調和機器施工																													
	2級冷凍空気調和機器施工									3																				
	1級配管（選択科目「建築配管作業」）																													
	2級配管（選択科目「建築配管作業」）									3																				
	1級タイル張り																													
	2級タイル張り										3																			
	1級築炉																													
	2級築炉										3																			
	1級ブロック建築																													
	2級ブロック建築						3				3																			
	1級石材施工																													
	2級石材施工						3																							
	1級鉄工																													
	2級鉄工											3																		
	1級鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」）																													
	2級及び3級鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」）												3																	
	1級工場板金																													
	2級工場板金															3														
	1級建築板金「ダクト板金作業」																													
	2級建築板金「ダクト板金作業」							3		3						3														
	1級建築板金「ダクト板金作業」以外																													
	2級建築板金「ダクト板金作業」以外							3								3														
	1級かわらぶき																													
	2級かわらぶき							3																						
	1級ガラス施工																													
	2級ガラス施工																3													
	1級塗装																													
	2級塗装																	3												
	路面標示施工																													
	1級畳製作・内装仕上げ施工・表装																													
	2級畳製作・内装仕上げ施工・表装																			3										
	1級熱絶縁施工																													
	2級熱絶縁施工																					3								
	1級建具制作・カーテンウォール施工・サッシ施工																													
	2級建具制作・カーテンウォール施工・サッシ施工																								3					
	1級造　　園																													
	2級造　　園																							3						
	1級防水施工																													
	2級防水施工																		3											
	1級さく井																													
	2級さく井																								3					
その他	地すべり防止工事士（注3）					注12																			1					
	基礎ぐい工事（注4）																													
	1級計装士（注5）								1	1																				
	解体工事施工技士（注6）																													

指定建設業

資格区分				建設業の種類																													
				土木	建築	大工	左官	とび・土工・コンクリート	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体	
その他	基幹技能者（注7）	種目	登録電気工事基幹技能者								●														●								
			登録橋梁基幹技能者					●						●																			
			登録造園基幹技能者																							●							
			登録コンクリート圧送基幹技能者					●																									
			登録防水基幹技能者																		●												
			登録トンネル基幹技能者					●																									
			登録建設塗装基幹技能者																	●													
			登録左官基幹技能者				●																										
			登録機械土工基幹技能者					●																									
			登録海上起重基幹技能者															●															
			登録PC基幹技能所					●							●																		
			登録鉄筋基幹技能者												●																		
			登録圧接基幹技能者												●																		
			登録型枠基幹技能者			●																											
			登録配管基幹技能者									●																					
			登録鳶・土工基幹技能者					●																									
			登録切断穿孔基幹技能者					●																									
			登録内装仕上工事基幹技能者																			●											
			登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									●					
			登録エクステリア基幹技能者					●	●				●																				
			登録ALC基幹技能者										●																				
			登録建築板金基幹技能者							●								●															
			登録外壁仕上基幹技能者				●													●	●												
			登録ダクト基幹技能者									●																					
			登録保温保冷基幹技能者																					●									
			登録ウレタン断熱基幹技能者																					●									
			登録グラウト基幹技能者					●																									
			登録冷凍空調基幹技能者									●																					
			登録運動施設基幹技能者					●								●										●							
			登録基礎工基幹技能者					●																									
			登録タイル張り基幹技能者										●																				
			登録標識・路面標示基幹技能者					●												●													
			登録土工基幹技能者					●																									
			登録発破・破砕基幹技能者					●																									
			登録圧入基幹技能者					●																									
			登録送電線工事基幹技能者					●			●																						
			登録消化設備基幹技能者																												●		
			登録建築大工基幹技能者			●																											
			登録建築測量基幹技能者			●																											
			登録硝子工事基幹技能者																●														
			登録さく井基幹技能者																								●						
			登録解体基幹技能者																														●
			登録あと施工アンカー基幹技能者					●																									
			登録計装基幹技能者								●	●											●		●								
			登録土質改良基幹技能者					●																									
			登録都市トンネル基幹技能者					●																									
			登録潜函基幹技能者					●																									
			登録道路等法面保護基幹技能者					●																									
			登録斜面防災基幹技能者					●																				●					
			登録石材施工基幹技能者						●																								

【備考】

（注1）　解体工事業について、技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験資格に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。

（注2）建築士法第二条第五項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。

（注3）地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。

（注4）基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工士試験が該当します。

（注5）　建築物等に計装装置等を設置する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当します。

（注6）　解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験が該当します。

（注7）　建設業法施行規則第十八条の三第二項第二号の登録基幹技能者講習を終了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していないものについては実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとします。

（注8）　令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限ります。

（注9）合格後、コンクリート工事に関し三年以上実務の経験を有する者

（注10）合格後、とび工事に関し三年以上実務の経験を有する者

（注11）合格後、土工工事に関し三年以上実務の経験を有する者

（注12）合格後、土工工事に関し一年以上実務の経験を有する者

（補）　表中の主任技術者になれるものに関し、建設業法第十五条第二号ロの規定を満たす場合には、特定建設業の営業所専任技術者（又は監理技術者）となり得ます。（ただし、指定建設業は除かれています）

Ⅴ．建設工事の内容及び例示と建設業の許可区分に係る一覧※

略号	建設工事の種類（建設業法別表第一の上欄）	建設業種の区分（建設業法別表第一の下欄）	建設工事の内容（告示）	建設工事の例示（ガイドライン第二条関係）
土	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
と	とび･土工･コンクリート工事	とび･土工工事業	イ　足場の組立て、機械器具･建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	イ　とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事
			ロ　くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ　くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事
			ハ　土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ　土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事
			ニ　コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ　コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事
			ホ　その他基礎的ないしは準備的工事	ホ　地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事

※業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方（H29.11.10改正）

建設工事の区分の考え方 （ガイドライン第二条関係）
●「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ●上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
●ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
―
●防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ●ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ●『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。 コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
―
―
●「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
●「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ●「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ●「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ●トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。 コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

Ⅴ．建設工事の内容及び例示と建設業の許可区分に係る一覧※

略号	建設工事の種類（建設業法別表第一の上欄）	建設業種の区分（建設業法別表第一の下欄）	建設工事の内容（告示）	建設工事の例示（ガイドライン第二条関係）
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タ	タイル・れんが・ブロツク工事	タイル・れんが・ブロツク工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事

※業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方（H29.11.10改正）

建設工事の区分の考え方 （ガイドライン第二条関係）
●「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ●屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ●屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
●屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
●「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ●し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工』に該当する。 ●建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ●上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ●公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
●「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ●「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気泡コンクリートパネルも含まれる。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
●『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ●ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
●『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

Ⅴ．建設工事の内容及び例示と建設業の許可区分に係る一覧※

略号	建設工事の種類（建設業法別表第一の上欄）	建設業種の区分（建設業法別表第一の下欄）	建設工事の内容（告示）	建設工事の例示（ガイドライン第二条関係）
舗	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事

※業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方（H29.11.10改正）

建設工事の区分の考え方 （ガイドライン第二条関係）
●舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ●人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
―
●「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ●「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
―
●下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
●『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ●防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
●「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ●「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ●「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ●「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 ●「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ●公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
―
●既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
●「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ●「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ●「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ●「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ●「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。

Ⅴ．建設工事の内容及び例示と建設業の許可区分に係る一覧※

略号	建設工事の種類（建設業法別表第一の上欄）	建設業種の区分（建設業法別表第一の下欄）	建設工事の内容（告示）	建設工事の例示（ガイドライン第二条関係）
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドアー取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

※業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方（H29.11.10改正）

建設工事の区分の考え方 （ガイドライン第二条関係）
―
―
●上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ●し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
●「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
●公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ●し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
●それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

資料編

Ⅵ．公共工事入札契約適正化法に規定する特殊法人一覧

（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第１条による。）

締結した下請契約の請負代金の額にかかわらず、下請契約を締結したときに施工体制台帳等の作成が必要とされる公共工事発注者とは、国又は地方公共団体の他、下記の表に示す特殊法人をいう。

	名　　称
う	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
お	沖縄科学技術大学院大学学園
か	国立研究開発法人科学技術振興機構
く	独立行政法人空港周辺整備機構
こ	独立行政法人高齢･障害･求職者雇用支援機構
	独立行政法人国際協力機構
	独立行政法人国立科学博物館
	独立行政法人国立高等専門学校機構
	独立行政法人国立女性教育会館
	独立行政法人国立青少年教育振興機構
	独立行政法人国立美術館
	独立行政法人国立文化財機構
し	独立行政法人自動車事故対策機構
	首都高速道路株式会社
	国立研究開発法人情報通信研究機構
	国立研究開発法人森林研究･整備機構
	新関西国際空港株式会社
ち	中間貯蔵･環境安全事業株式会社
	独立行政法人中小企業基盤整備機構
て	独立行政法人鉄道建設･運輸施設整備支援機構
と	独立行政法人都市再生機構
な	中日本高速道路株式会社
	成田国際空港株式会社
に	西日本高速道路株式会社
	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
	独立行政法人日本学生支援機構
	独立行政法人日本芸術文化振興会
	独立行政法人日本高速道路保有･債務返済機構
	独立行政法人日本スポーツ振興センター
	日本中央競馬会
は	阪神高速道路株式会社
ひ	東日本高速道路株式会社
ほ	本州四国連絡高速道路株式会社
み	独立行政法人水資源機構
ろ	独立行政法人労働者健康安全機構

建設業法に違反している建設業者の情報収集の窓口

駆け込みホットライン

「駆け込みホットライン」とは・・・

主に国土交通大臣の許可を受けた建設業者の、建設業にかかる法令違反行為の情報（通報）を受け付ける窓口です。

◆「駆け込みホットライン」は、各地方整備局等の建設業の許可行政部局に設置した「建設業法令遵守推進本部」の通報窓口につながります。

◆「駆け込みホットライン」に寄せられた情報のうち、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

通報先

建設業法以外の内容に関する通報が増えております

「建設業相談窓口ナビ」にて建設業法違反のおそれがある取引行為かご確認ください。

まずはチェック！

建設業相談窓口ナビ

https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo/support-navi

駆け込みホットライン
情報収集フォーム

https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html

電　話　ナビダイヤル　**０５７０－０１８－２４０**

【受付時間】　１０：００～１２：００
１３：３０～１７：００（土日・祝祭日・閉庁日を除く）

郵　送　**〒540-8586**
大阪市中央区大手前3-1-41　大手前合同庁舎
国土交通省　近畿地方整備局　建政部内
「駆け込みホットライン」宛



※違反の疑いのある行為を証明するような資料等があればご提供ください

※法令違反情報は、通報された方に不利益が生じないよう十分注意して取り扱います



国土交通省近畿地方整備局　建政部　建設産業第一課

〒540-8586　大阪市中央区大手前3-1-41　大手前合同庁舎

TEL:06-6942-1141（代表）

ホームページ　https://www.kkr.mlit.go.jp

建設産業第一課X（旧Twitter）
https://twitter.com/mlit_kinkensan